

いすみ市地域防災計画

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1章 総則	風－1
第1節 風土の保全	風－2
1 治水	風－2
2 治山	風－2
3 海岸	風－3

第1節 風土の保全

本市は房総半島中央部にある上総丘陵の東側に位置し、豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で流域の大きな夷隅川が流れ太平洋に注いでいる。

夷隅川の流域は、県下で最大の多雨地帯で、上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、一部河川では河口閉塞が発生し、降雨・暴風等により洪水等の被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、宅地化の進展、市民の生活様式の変化による上水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる避難行動要支援者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 治水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害が発生する原因となっている。

そこで、災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、築堤や河道掘削等の河川改修を推進するとともに、これらの河川管理者等が主体となっていく治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進が重要である。

特に、千葉県内で多く雨が降る地域は、いすみ市から鴨川市にわたる地域である。

夷隅川流域は年間降水量が約1,900mmである。日本の年間降水量は約1,700mmであり、夷隅川流域は日本の年間降水量を上回っており、多雨地域である。

2 治山

本市は、房総半島中央部にある上総丘陵の東側に位置し、夷隅川が流れ、降雨・暴風等により洪水等の被害を受けやすい地形的条件にはあり、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水氾濫、土砂流出等が見られるのみならず、小規模の地すべりも各所に起きて、道路、護岸等の公共施設や農宅地被害をもたらしている。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

3 海岸

本市の海岸線は、九十九里浜の最南端太東岬から大原岩船まで、総延長約21.5kmに及ぶ長い海岸線を有している。九十九里浜のその南東部に位置する太東崎は、海食壁で標高約10mから最高68.8mの起伏量をもっており、その延長は4.5kmに達する。

南に夷隅川河口を隔てて、約1.5kmの砂州の和泉浦に続き、3.1kmの砂州や砂浜を持つ日在浦に連なって八幡岬に達している。八幡岬より岩船までの海岸線は、磯海岸となっている。

市域には、県管理の太東漁港（第1種漁港）、大原漁港（第3種漁港）及び市管理の岩船漁港（第1種漁港）の3港があり、その外郭施設の延長は、約6.4kmになる。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画	風	4
第1節 防災意識の向上	風	7
1 防災教育	風	7
2 過去の災害教訓の伝承	風	8
3 防災広報の充実	風	8
4 自主防災体制の強化	風	10
5 防災訓練の充実	風	12
第2節 水害予防対策	風	14
1 水害予防計画	風	14
2 高潮予防計画	風	19
3 災害に強いまちづくりの推進	風	21
第3節 土砂災害等予防対策	風	22
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	風	22
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	風	24
3 防災知識の普及啓発	風	25
4 県土保全事業の推進	風	26
5 孤立集落対策	風	30
6 災害に強いまちづくりの推進	風	30
第4節 風害予防対策	風	31
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	風	31
2 農作物等の風害防止対策	風	33
3 電力施設風害防止対策	風	33
4 通信施設風害防止対策	風	35
5 水道施設の風害による停電対策	風	35
6 共同溝・電線共同溝等の整備	風	36
第5節 雪害予防対策	風	37
1 道路雪害防止対策	風	37
2 農作物等の雪害防止対策	風	38
3 電力施設雪害防止対策	風	39
4 通信施設雪害防止対策	風	39

第6節 火災予防対策	風	40
1 火災予防に係る立入検査	風	40
2 住宅防火対策	風	40
3 消防組織及び施設の整備充実	風	41
4 火災予防についての啓発	風	41
第7節 消防計画	風	42
1 常備消防の体制	風	42
2 消防団の体制	風	42
3 消防団員の確保	風	42
4 消防施設の整備	風	42
5 消防団員等の教育訓練	風	43
6 市町村相互の応援体制	風	43
7 広域航空消防応援体制	風	43
8 消防思想の普及	風	44
9 消防計画及びその推進	風	44
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	風	46
1 避難行動要支援者への対応	風	46
2 要配慮者全般への対応	風	50
3 社会福祉施設等における防災対策	風	51
4 外国人への対応	風	52
第9節 情報連絡体制の整備	風	54
1 災害情報通信連絡系統	風	54
2 市における災害通信施設の整備	風	55
3 県の災害情報通信施設の活用	風	55
4 警察における災害通信網の整備	風	56
5 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備	風	56
6 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	風	56
7 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	風	56
8 KDDI(株)における災害通信施設の整備	風	56
9 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備	風	57
10 非常通信体制の充実強化	風	57
11 アマチュア無線の活用	風	57
12 その他通信網の整備	風	57

第10節 備蓄・物流計画	風－ 58
1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	風－ 58
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	風－ 59
第11節 防災施設の整備	風－ 60
1 防災拠点等の整備	風－ 60
2 避難施設の整備	風－ 60
第12節 帰宅困難者等対策	風－ 63
1 一斉帰宅の抑制	風－ 63
2 情報連絡体制の整備	風－ 63
3 帰宅困難者等への情報提供	風－ 64
第13節 防災体制の整備	風－ 65
1 市の防災体制の整備	風－ 65

第1節 防災意識の向上

関係課等	危機管理課、福祉課、学校教育課、消防団
------	---------------------

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県や防災関係機関等と、被害想定等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、県や防災関係機関等の調査結果を踏まえ、市民の防災意識の高揚と防災知識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図るため、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、気候変動の影響も踏まえつつ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育

平常時から正しい知識を持ち、災害時には、自らが考え、行動できるようにするため、自助の取組みの強化をするとともに、地域における防災活動の中核となる人材を養成するなど、自主防災組織等の機能強化を図り、共助の取組みを強化する。

さらに、自助・共助の取組の強化と併せ、県などの防災関係機関（公助）とも連携し、市民の安全・安心を守るため、自助・共助・公助が一体となって、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

市では毎月5日を「いすみ市 市民防災の日」と定め、「ゆれたらにげる より遠くへより高台へ」を合言葉に、洪水、津波などの災害に対する防災意識の高揚と地域や家庭での自主的な防災活動を推進し、「心の防波堤を築くことで減災につなげる」、防災意識の向上を図る普及啓発活動に取り組んでいる。

この普及啓発活動の一環として、小中学校、各団体、地域などに対し、巡回防災教育及び防災指導を実施し、「子どもから大人へ」防災意識を根付かせていく。

学校現場における防災教育については、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。更に、学校と地域、行政が一体となり、自らの命を守るための防災に関する教育の普及促進を図る。

2 過去の災害教訓の伝承

市は、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備えるあらゆる手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取り組みを強化するため、あらゆる広報媒体や気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当っては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

(ア) 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明

(イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備

(ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行

(エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄

(オ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得

(カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(キ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ク) 自動車へのこまめな満タン給油

(ケ) 被災世帯の心得ておくべき事項

(コ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(サ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(シ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、

生活の再建に資する行動

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、ハザードマップ等を作成し周知する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「いすみ市地域防災計画」の要旨の公表は、いすみ市防災会議がいすみ市地域防災計画を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

イ ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

ウ 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

エ 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、市の広報紙である「広報いすみ」等に、防災知識に関する事項を掲載する。

オ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。

カ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、巡回防災教育の実施や教材となる資料を提供する。

学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

キ 消防学校

県民や自主防災組織、企業などを対象に実践的な訓練・研修を行い、防災力の向上を図る。

ク 公民館等の市公共施設の活用

公民館等の市公共施設を活用し、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する掲示等を異来ない、知識の啓発を図る。

ケ インターネットの活用

市ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

市は、報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の策定を進めることとする。

市は、自主防災組織の機能強化を図るため、県と連携し、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座への参加や、消防学校において、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と連携し、これを

促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災 害 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

[資料 1-9]いすみ市自主防災組織育成指導要綱

[資料 1-10]いすみ市自主防災組織助成要綱

[資料 1-11]いすみ市自主防災組織防災資機材貸与要綱

（２）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物等の防災体制については、消防法第 8 条の 2 の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、ホテル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県及び千葉市は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業等の事業継続

災害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

5 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練後には検証・評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（１）水防訓練

市及び消防本部は、水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動

の円滑な遂行を図るため、県が行う水防に関する訓練に参加する。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 消防訓練

市は、市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

市は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うものとする。

(4) 災害対策本部訓練

県は、大規模地震と同様に、台風や大雨等の風水害を想定した災害対策本部運営に係る図上訓練を実施し、災害対策本部設置前の活動や災害対策本部の設置（及び災害即応体制からの移行）運営、国・近隣自治体・防災関係機関等との連携及び広域応援等に係る図上訓練を実施する。

(5) 総合防災訓練

市は、県及び関係機関と合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

第2節 水害予防対策

関係課等	危機管理課、農林課、水産商工観光課、建設課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	-------------------------------------

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、市民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

1 水害予防計画

(1) 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

市は、森林整備計画に基づき、森林の整備に努めるとともに、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めるものとする。

(2) 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

市は、水害に対する営農上の対策を、夷隅農業事務所やいすみ農業協同組合等関係機関と連携し、予防対策を講じる。

ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れなどが多発する。

(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・がけ崩れ、中小河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

（ウ）一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

（ア）農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。

要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

（イ）農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

（ア）水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土嚢の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムの放流などを行ない、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

（イ）水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて株元を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取り、かたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

(3) 河川改修等の推進

市の河川は、市管理の準用河川として松丸川ほか14河川があり、これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、河川の周囲に宅地等が数多く造成されたため、大雨の際には、河川周辺の道路や住宅、農地が浸水することがあり、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施に努める。

また、市は県と連携し、河川の氾濫による災害を防止するため、河川改修を推進する。

ア 雨水排水の流出抑制

市は、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

[資料3-5] 洪水ハザードマップ

(4) 浸水想定区域等の作成及び公表

ア 浸水想定区域の調査

市は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

なお、市は浸水予想区域の調査を、県に準じ次の危険度評定基準により行っている。

評 定 基 準
過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。なお、降雨の規模は概ね50mm/h程度とする。

(ア) 洪水浸水想定区域等の作成及び公表

県は、水害リスク情報を住民に分かりやすく伝え、住民の適切な避難行動を促すため、県管理の一・二級河川、湖沼のうち、水位周知河川及びその支川においては、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を、その他の河川については氾濫推定図を作成・公表し、水災による被害の軽減に努めるものとする。

(イ) 浸水想定区域等に基づいた洪水ハザードマップ作成

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発 活動などを目的として各市町村が作成、公表し、地域住民への周知を図るものである。

県は、洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図等を市町村に情報提供するとともに、インターネット等を通じて浸水想定区域図等の公表に努めるものとする。

(ウ) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられる。その際、県は計画作成を指導する市町村に対し、技術的助言を行うものとする。

イ 浸水想定区域等の周知

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水想定区域や避難所等の周知に努める。

また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり、浸水実績図や浸水想定区域図等を提供し、支援するものとする。

ウ 災害危険区域の指定

市は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(5) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

市は、台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

市は、道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、県は、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。

(6) 気象（降水量）、河川水位等の観測

集中豪雨時には、降り始めてから短時間で大きな災害が発生する場合がある。
市域内においては、千葉県水防テレメータ水位観測所 7 ヶ所、千葉県水防テレメータ雨量観測所 6 ヶ所が設置されている。

ア 千葉県水防テレメータ水位観測所

水系	河川名	観測所名	所在地
関東その他	関東管内	松丸	いすみ市松丸2863
関東その他	関東管内	布施	いすみ市下布施2187-2
関東その他	塩田川	夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1
夷隅川	夷隅川	新荻谷橋	いすみ市荻谷723
夷隅川	夷隅川	桑田	いすみ市岬町中滝1714-1
夷隅川	落合川	佐室	いすみ市高谷545
塩田川	塩田川	新北橋	いすみ市大原7706-2

〔資料 5-3〕 千葉県水防テレメータ水位観測所

イ 千葉県水防テレメータ雨量観測所

観測所名	所在地
松丸	いすみ市松丸2863
市役所夷隅庁舎	いすみ市国府台1524-1
荒木根ダム	いすみ市大野3990-46
市役所大原庁舎	いすみ市大原7400-1
夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1
音羽浄水場	いすみ市岬町鴨根1436

〔資料5-2〕 千葉県水防テレメータ雨量観測所

ウ 気象官署の観測

第 3 章第 2 節「情報の収集・伝達体制」に基づき、気象情報の観測を行う。

(7) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 防災施設の現況

(ア) 送電設備

高潮対策に準じる。

(イ) 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(ウ) 配電設備

高潮対策に準じる。

(エ) 通信設備

高潮対策に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。

(8) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

2 高潮予防計画

(1) 海岸高潮対策

千葉県海岸総延長約534.3kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

本市は、太平洋に面し高潮等による被害を受ける危険があり、国土交通省（旧建設省）所管海岸及び農林水産省所管海岸において、保全区域に指定されている。

高潮対策事業表

〔国土交通省（旧建設省）所管海岸保全区域指定〕

平成21年4月1日現在

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長 (m)	告示番号 年月日	海側 (m)	陸側 (m)
千葉東 (旧外房)	大 原	日 在 浦	3,100	千第197号 S 53.3.10	1 7 0	3 0
千葉東 (旧外房)	和 泉	和 泉 浦	1,500	千第533号 S38.11.15 千第198号 S53.3.10 千第271号 S55.3.18	1 7 0	3 0
千 葉 東 (旧九十九里)	太 東	太 東	3,500	千第267号の2 S 33.5.31	1 0	5 0

〔農林水産省所管海岸〕

事業名	沿岸名	漁港・海岸名	管理者	指定区域 延長 (m)	指定年月日	施 設
高 潮	千葉東	岩 船	いすみ市	753	平成5年6月22日	護岸 680m

(2) 海岸侵食対策

いすみ市における農林水産省等の侵食対策事業は、次の表とおりである。

農林水産省所管海岸

事業名	沿岸名	漁港海岸 名	管理者	指定区域 延長	指定年月日	施 設 (m)
侵食	千葉東	太東	千葉県	693	平成3年7月23日	消波堤 448 護 岸 224 突 堤 300
侵食	千葉東	大原	千葉県	810	平成8年12月27日	突 堤 145 消波堤 663

(3) 避難港

ア 県内漁港のうち、避難港（第4種漁港）は乙浜漁港、片貝漁港である。

イ 県内港湾において、名洗港、興津港は避難港の指定を受けている。

(4) 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）

県は、森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）を実施する。

なお、実施に当たっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(5) 高潮の防止対策

ア 高潮等により被害をうける危険のある区域

水管理・国土保全局（国土交通省）所管海岸、港湾局（国土交通省）所管海岸及び農林水産省所管海岸の危険区域は、[資料20-2]高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域のとおりである。

(6) 通信設備高潮災害予防対策

市は、水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

3 災害に強いまちづくりの推進

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

また、水害の発生のおそれがある土地の区域について、水害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第3節 土砂災害等予防対策

関係課等	危機管理課、農林課、水産商工観光課、建設課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	-------------------------------------

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、市民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、県と連携し、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続を推進する。

（1）土砂災害警戒区域等の公表

県は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表するとともに関係住民及び市町村へ周知する。

（2）基礎調査の推進

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

また、基礎調査については、おおむね5年ごとに、各区域における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備状況、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、当該区域において必要な項目について詳細な調査を行うものとする。

さらに、区域指定を予定していない箇所での土砂災害が全国で確認されていることから、「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、数値標高モデルを用いた危険箇所の抽出や「市町村との情報共有の仕組み」による危険箇所の把握を行った結果を「基礎調査予

定箇所」として選定し、市町村と連携して、計画的に基礎調査を実施する。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

[資料20-5]土砂災害警戒区域

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 土砂災害から住民等の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や、要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 土砂災害特別警戒区域内において、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対して、移転等の勧告をすることができる。

また、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるように努める。

(5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域若しく

は時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

（１）土砂災害に関する情報の収集

市は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

（２）警戒避難体制の整備等

市は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。また、県は、これらについて必要な支援を行う。

ア 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を本章第８節及び第９節のとおり定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生危険性が高まった箇所）を特定し、的確に、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。

特に高齢者等避難は、避難行動要支援者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

また、市は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生危険性が高まった場合、市に対して避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で浸水や土砂災害のおそ

れがあるとき、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設は次のとおりとする。

名 称	住 所
社会福祉法人 土穂会 ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊138-10
社会福祉法人 愛恵会 特別養護老人ホーム 愛恵園	いすみ市岬町中滝1692
千葉県立夷隅特別支援学校	いすみ市楽町30-1

エ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの市域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ 市は、避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。

キ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

（３）土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

３ 防災知識の普及啓発

（１）市は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

（２）県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害が発生するおそれのある箇所の基礎調査結果を公表する。

市は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4 県土保全事業の推進

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、市と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は、[資料20-5]土砂災害警戒区域内に記載されているとおりであるが、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

〔急傾斜地崩壊危険区域指定地〕

地区名	所在地	指定面積 (㎡)	指定年月日	指定番号	告示番号
大船谷	大原字菅之谷	17,030.59	昭和59年4月10日	123	千第426号
岩船	岩船	77,948.47	昭和60年10月1日 平成5年3月26日	170	千第973号 千第307号
矢差戸	矢差戸	36,656.46	昭和60年10月1日	171	千第973号
大船谷の2	大原	114,928.61	昭和60年10月15日	177	千第1017号
矢差戸2	大原字荻之澤	37,751.51	平成5年2月26日	304	千第169号
岩船2	岩船字真間	10,431.99	平成5年3月16日 平成21年4月17日	306	千第251号 千第392号
三十根	岩船	57,453.20	平成14年3月12日	447	千第138号
大井	大原	31,308.15	平成14年5月10日	449	千第414号
大原	大原	18,384.14	平成18年12月5日	487	千第997号
岩船の3	岩船	22,581.94	平成20年1月4日	491	千第1号
岩船10	岩船	12,829.05	平成20年12月26日	498	千第906号
岩船16	岩船	15,649.79	平成20年12月26日	499	千第905号
小東田	大原	26,634.02	平成21年2月10日	500	千第121号
小東田の2	大原	12,720.48	平成23年3月18日	511	千第193号
計14箇所		492,308.40			

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

(ア) 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ

(イ) 急傾斜地の高さが 5 m 以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が 5 戸以上あるもの、
又は 5 戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不适当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、市は、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する防止工事について、県単緊急傾斜地崩壊対策事業など県費助成を受け、災害の未然防止に努める。

エ 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第 3 条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る箇所、②避難所や避難路を有する箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 土石流対策

土石流危険溪流とは、土石流が発生するおそれのある溪流をいい、一般的には溪流の勾配が約 15 度以上の急勾配をなす地域をもち、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流をいう。

県は、これらの溪について、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施する。

(3) 地すべり防止対策

地すべり防止区域とは、地すべりしている区域または地すべりするおそれの極めて大きい区域及びこれに隣接する区域を崩壊による被害の除去または軽減を図るため、地すべり等防止法第3条の規定に基づき、国土交通大臣が指定している。

ア 地すべり防止区域の指定

県は市と協議のうえ、地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

本市において、現在、防止区域に指定されている区域は下表のとおりであるが、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

【地すべり防止区域】

地すべり地域名	指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号
荇谷	11.60	昭和56年3月17日	建告示第545号

イ 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為の制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、地すべり区域の指定を受けたときは、市と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の調査を実施している。

本市においては、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区に指定されている。

これらの山地災害危険地区は、県において、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

【山地災害危険地区 箇所数】

山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
245	1	246

【山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）】

[資料 20-3] 山地災害危険地区等

【山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）】

地域名	危険地区番号	大字	字
夷隅	1	大野	荒木根

(5) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

市内で宅地造成工事規制区域の指定を受けた区域はないが、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成工事規制区域の指定を受けた同区域内において宅地造成に関する工事を実施しようとする者は宅地造成等規制法に基づき、県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

市は、市内における宅地開発に関し、宅地開発区域及びその周辺地域における災害の未然防止を図るため、いすみ市宅地開発事業指導要綱に基づき指導の徹底を図る。

なお、県においては、次の事項に留意し、宅地造成工事の許可又は確認を行うとしている。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第 39 条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第 3 条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第 9 条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第 3 条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

(6) ため池等災害対策

市は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、県と連携し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

5 孤立集落対策

市は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の孤立集落対策を講じる。

(1) 通信手段の確保

市は、連絡員の派遣や衛星携帯電話、アマチュア無線の活用等、あらゆる手法によって、情報伝達手段の確保に努める。

(2) 実態の把握

市は、孤立予想地域に対し、衛星携帯電話、アマチュア無線、連絡員の派遣等により、孤立状況の確認を行う。

(3) 救助・救出

ア 市は、ヘリコプターによる救助搬送が予想される場合には、概要を県に連絡し、自衛隊等のヘリコプター出動の要請を行う。

イ 市は、多数の負傷者が予想される場合は、医師等の現地派遣を要請する。

ウ 市は、孤立地域の避難行動要支援者の実態を把握し、必要に応じて、県、近隣市町、自衛隊等の応援を得て、優先的に救出を実施する。

(4) 物資の搬送

市は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送が困難な場合には、県に対し、自衛隊等による輸送を要請する。

(5) 道路の応急復旧活動

ア 市は、傾津地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、交通の確保に努める。

イ 市は、所管する道路管理者と協議し、孤立地域に通じる道路について、優先的に応急復旧を行う。

6 災害に強いまちづくりの推進

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

また、土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第4節 風害予防対策

関係課等	危機管理課、農林課
------	-----------

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

（２）身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- （ア）真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- （イ）雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- （ウ）ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- （エ）大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

- （ア）窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- （イ）雨戸・シャッターを閉める
- （ウ）1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- （エ）頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- （ア）車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- （イ）橋や陸橋の下に行かない
- （ウ）近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみ

に身を伏せ、両腕で頭と首を守る

(エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 多目的防災網の設置

多目的防災網は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥など多目的な効果が得られる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

(2) 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。

林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、カシ類、シイ類、ヤブツバキ、マサキなどがある。

(3) 防風垣及び防風ネットの設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。

なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。

なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

3 電力施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

(ア) 送電設備

計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

災害時における樹木による被害を未然に防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の計画的な伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

(イ) 変電設備

標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものになっている。

(ウ) 配電設備

電柱および電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るように設計し、その他については送電設備に準じている。

(エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

(2) 塩害対策

ア 災害予防計画目標

本市は塩害の多い地域であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

イ 防災設備の現況

(ア) 送電設備

がいし増結または耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。

また塩汚損の測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期している。

(イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。

また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期または臨時に測定監視を実施している。

(ウ) 配電設備

送電設備に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するように努める。

4 通信施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。予備エンジンの整備、可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備等に努める。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

エ 予防保全等のための連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

(2) 塩害対策

ア 空中線

本市は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

5 水道施設の風害による停電対策

台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 非常用発電設備の整備

- ・各水道事業体は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。
- ・整備に当たっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業体間を含めた連絡管の整備について検討する。

(2) 非常用発電設備の燃料の確保

- ・平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、各水道事業体においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

- ・燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

6 共同溝・電線共同溝等の整備

災害時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備を進める。

- (1) 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。
- (2) 電線共同溝等については、災害時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上等、電線類の無電柱化を図るため整備を進める。

第5節 雪害予防対策

関係課等	危機管理課、農林課、建設課、夷隅・岬地域市民局
------	-------------------------

本市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」に基づき、いすみ市建設業協会の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施に当たっては、土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

(3) 道路通行規制の実施

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な

大雪」という。) 時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及

集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

2 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。

なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

(1) 野菜について

ア 事前対策

- (ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交いや中柱等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。
- (イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪に努める。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進、融雪水の排水に努める。融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。
- (ウ) 多目的防災網は、施設及び樹体の被害を回避するため、小さくまとめるか、あらかじめ支柱から外しておく。

(2) 果樹について

ア 事前対策

- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防

風対策の項参照)

- (ウ) 多目的防災網は、施設及び樹体の被害を回避するため、小さくまとめるか、あらかじめ支柱から外しておく。

イ 事後対策

- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、くん灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。
特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は 20cm を超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) 暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。
- (エ) 露地ものについては、支柱を四隅に建て、マイカー線などで周囲を押さえるなど、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は、直ちに除雪や融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、湿害を防ぐため、明きょを掘るなどの排水対策を行う。

3 電力施設雪害防止対策

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 火災予防対策

関係課等	危機管理課、消防団
------	-----------

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第5編大規模火災等編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

1 火災予防に係る立入検査

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防本部が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 公衆集合場所での裸火の使用等について、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策

市内の住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、消防本部及び千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

市は、消防団員の確保、消防団組織の充実強化に努める。

(2) 消防施設等の整備充実

市は、消防本部が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率等の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

4 火災予防についての啓発

火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため県内各地で次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を市民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、署及び消防団各分団のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 消防本部による危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第7節 消 防 計 画

関係課等	危機管理課、消防団
------	-----------

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 常備消防の体制

消防本部の体制は、本部（総務課、予防課、警防課）及び勝浦消防署、大原消防署、大多喜・岬・夷隅・御宿分署、定数200名で構成されている。

[資料13-1]消防本部組織図

2 消防団の体制

消防団の体制は、本部及び14分団、定数954名で構成されている。

[資料13-2]消防団組織図

3 消防団員の確保

市は、消防団員の確保に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 消防団に関する住民意識の高揚
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・設備の改善
- (4) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- (5) 機能別団員・分団の採用推進

4 消防施設の整備

市は、地域における消防力の強化を図るため、消防施設強化事業を実施し、消防団の施設整備を図る。

なお、整備に当たっては、必要に応じて国及び県の支援を受け施設整備を図る。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- (2) 消防施設の整備

5 消防団員等の教育訓練

市は、消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」により、消防大学校及び県消防学校において、教育訓練を実施する。

なお、消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

(2) 県消防学校での教育訓練（消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練）

ア 消防団員

(ア) 基礎教育（新任科）

(イ) 専科教育（警防科）

(ウ) 幹部教育（初・中級幹部科）

(エ) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

イ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

ウ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

6 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、「千葉県広域消防相互応援協定」が締結されているので、運営の推進を図るとともに、他市町村との、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

[資料2-4]千葉県広域消防相互応援協定書

7 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目等に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

8 消防思想の普及

市は、次に示す事項により、市民の消防思想の普及に努める。

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 市操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 県消防大会及び県操法大会に参加して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (5) 各種講習会等への参加を促進する。
- (6) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

(公財) 千葉県消防協会

(社) 千葉県危険物安全協会連合会

千葉県少年婦人防火委員会

(社) 千葉県消防設備協会

また、その他火災予防については、同章前節「火災予防対策」による。

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

9 消防計画及びその推進

市及び消防本部は、消防組織法第4条2項第15号の規定に基づき、消防計画を作成する。

特に次の項目について推進を図る。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

関係課等	危機管理課、健康高齢者支援課、福祉課、総務課、市民課、学教育課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	---

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者や障害者のほか、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を、市においては、平成21年度に「災害時要援護者支援計画（以下、この節においては「支援計画」という。）」を作成している。

1 避難行動要支援者への対応

市は、災害対策法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行うものとする。

（1）地域防災計画の策定

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、地域における災害特性を踏まえつつ避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるものとする。

（2）避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者その他いわゆる「要配慮者」を把握し、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

（ア）市は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から事前に要配慮者をリストアップし、どのような配慮者がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害団体等の関係者との連携に努める。

（イ）在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関し

ても可能な限り把握に努める。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組を推進する。

(エ) 市は、県から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、情報の提供に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名を作成するものとする。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

a 市は、地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定するものとする。

① 高齢者等

60 歳以上で一人暮らしの方で、介護保険の要介護 1 を受けている方

② 要介護認定者

介護保険の要介護 2・3・4・5 の認定を受けている方

③ 障害者

・身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持している方

・精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級）

・療育手帳所持者（A 又は④）

④ 病患者

・難病患者のうち身体障害 1・2 級の方

・小児慢性特定疾病児童等のうち療養負担荷重患者の方

⑤ その他

特別の事情で避難支援を希望する方で、市長が特に認めた方

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力

② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件に設けるものとする。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

a 氏名

b 生年月日

c 性別

- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(ア) 避難行動要支援者のバックアップ

市は、災害規模等によって機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくように努める。

また、災害による停電を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を補完する。

(イ) 情報セキュリティ対策

市は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行えるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ 避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

(イ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を避難支援機関等関係者間で共有するものとする。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか避難支援の実施に関し市町村長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

市は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

(エ) 市における情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市の条例に特別の定めのある場合を除く）、市地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ 県は、市における個別避難計画等の作成策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

2 要配慮者全般への対応

（１）支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、福祉関係団体等の参画を得て設置した「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」を中心に、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の整備に努めるものとする。

市は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

（２）避難指示等の情報伝達

市は、高齢者や障害者等の要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立

に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

(4) 避難施設等の確保及び運営

市は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者等いわゆる「要配慮者」の避難支援を行うため、専門性の高いサービスが提供可能な社会福祉施設と福祉避難所指定の協定締結を推進し福祉避難所の確保に努めるとともに、県が作成した手引き等を参考に避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の確保、運営に努める。

また、要配慮者が避難生活を送るために必要な物資等については、個別の事情を考慮し給付する。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮するものとする。

3 社会福祉施設等における防災対策

市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に

努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人への対応

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人への対応

市は、災害時における日本語の対応が十分でない外国人に対する対応として、県が行う外国人向けの語学ボランティアの派遣制度を活用する。

また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

[資料 8-6]いすみ市避難行動要支援者避難支援計画

[資料 16-1]社会福祉施設一覧

第9節 情報連絡体制の整備

関係課等	危機管理課、総務課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、福祉課、健康高齢者支援課、農林課、水産商工観光課、建設課、学校教育課、生涯学習課、水道課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	--

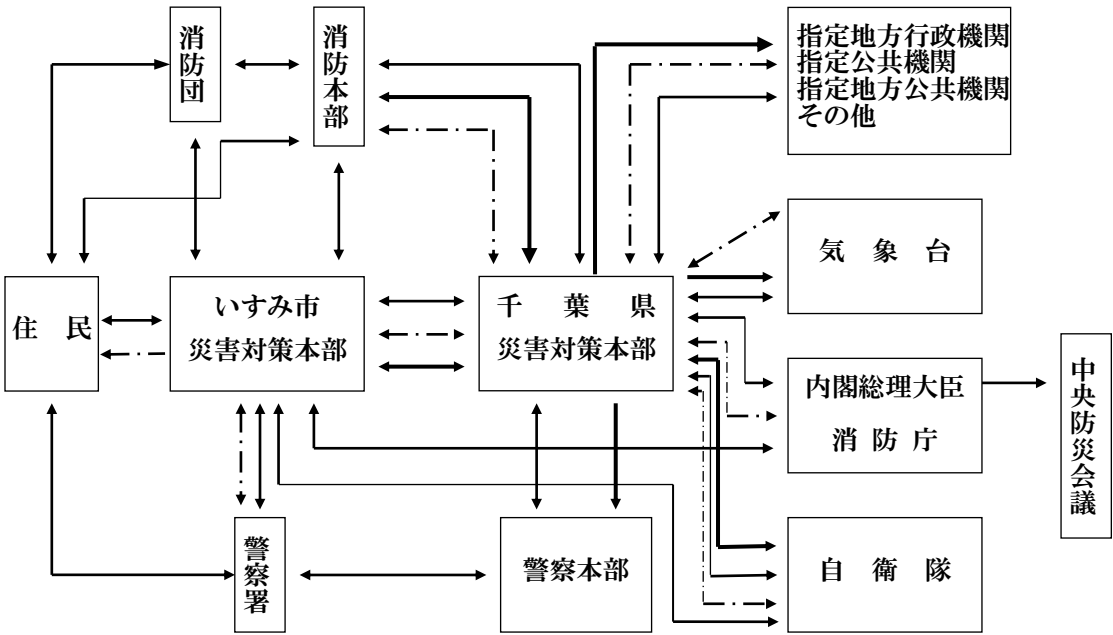
大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

1 災害情報通信連絡系統

通信連絡系統図



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	—	防災行政 無線等	-----
---------------------	---	------------	---	-------------	-------

2 市における災害通信施設の整備

市は、災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市防災行政無線等を整備し運用している。

また、災害時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部に衛星携帯電話等の配備を進め、災害通信施設の充実を図る。

[資料10-1]防災行政無線の整備概要

3 県の災害情報通信施設の活用

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関257機関に無線設備が設置されている。

【いすみ市に設置されている県防災行政無線施設及び連絡先】

無線局

局名	設置場所	無線局の種別等	
		種別	識別番号
いすみ市局	いすみ市役所 大原庁舎	地球局	LASCOM V318

防災無線電話・FAX

設置場所	呼出番号	所在地
市役所大原庁舎（危機管理課） （危機管理課） （宿直室）	電話 234-721、723 FAX 234-722 電話 234-729	いすみ市大原7400-1

防災無線電話・FAX

設置場所	呼出番号	所在地
県庁 消防課（防災無線統制室）	電話 500-7225 500-8-2178 FAX 500-7110	千葉市中央区市場町1-1

県庁 危機管理課（災害対策室）	電話 500-7209他 FAX 500-7298他	
夷隅土木事務所（総務課） （建設課）	電話 520-721 電話 520-723 FAX 520-722	いすみ市大原8513-1
夷隅農業事務所（総務課）	電話 520-731 FAX 520-732	いすみ市大原8513-1
夷隅地域振興事務所（地域振興課）	電話 508-721、723 FAX 508-722	夷隅郡大多喜町猿稲14
夷隅健康福祉センター（総務企画課）	電話 530-721、723 FAX 530-722	勝浦市出水1224

4 警察における災害通信網の整備

- （１）警察災害通信施設は、災害対策基本法に基づき、災害の発生に備え、又は災害時における災害救助、災害復旧等に使用することができる。
- （２）市長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定に基づき、通信設備の優先利用等に関する規定により警察通信施設を使用することができる。

5 東京電力パワーグリッド㈱における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド㈱は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

6 東日本電信電話㈱千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話㈱千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、K u 帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

7 ㈱NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

㈱NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

8 KDDI ㈱における電気通信サービス施設の整備

KDDI ㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設

備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。
なお、主要設備については予備電源を設置している。

9 ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備

ソフトバンク㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の他ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

10 非常通信体制の充実強化

市は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

11 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、市は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。

12 その他通信網の整備

インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第 10 節 備蓄・物流計画

関係課等	危機管理課、福祉課、健康高齢者支援課、学校教育課、水道課
------	------------------------------

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄意識の高揚

市は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低限備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、

自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

なお、備蓄・調達体制の推進に当たっては、平成24年度策定の「いすみ市備蓄計画」による。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベット・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所となる学校施設の空き教室などを利用

し、備蓄物資を計画的に配備、拡充するなど、多様な災害時にも対応できるよう集中備蓄・分散備蓄の併用体制の推進及び輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進を図る。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市は県と連携し、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市は、指定した備蓄拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する必要がある。

そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(4) 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の備蓄

医薬品及び応急医療資機材等については、県において、災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しており、市は県と連携し、平常時から体制整備に努めるものとする。

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しており、市は県と連携し、平常時から体制整備に努めるものとする。

第 1 1 節 防災施設の整備

関係課等	危機管理課、福祉課、健康高齢者支援課、学校教育課、生涯学習課、建設課、水道課
------	--

災害から市民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うため、防災危機管理センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 防災拠点等の整備

(1) 災害応急対応を円滑に行うため、(仮称)防災センターの整備を検討する。

(2) 防災拠点施設の整備

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

施設としては、災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成するものとする。

2 避難施設の整備

(1) 避難所等の整備

市は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定及び運営を行う。また、避難所等の整備等については、同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民の周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定緊急避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難場所の指定等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難場所として指定し、市民への周知徹底を図ることとする。

ア 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐水性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

ウ 上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

エ 避難所における救護所の施設整備に努める。

オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。

カ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、液化石油ガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談員等の配置等に努める。また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。

ケ 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に

努める。

サ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であるこうとを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等や地域住民関係者との調整に努める。

ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

セ 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(3) 津波緊急避難場所の整備

市は、津波緊急避難場所に津波緊急避難場所の適地の選定が困難な地域においては、津波避難タワー等の避難施設の設置を検討する。

(4) 避難路の整備

ア 市は、津波緊急避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じる。

イ 市は、迅速な避難ができるよう、避難道路の整備を検討する。

(5) 震災対策用貯水施設等の整備

市は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を図る。なお、水道事業体は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

(6) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市はヘリコプター臨時離発着場等の確保を図る。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

第 1 2 節 帰宅困難者等対策

関係課等	危機管理課、学校教育課、健康高齢者支援課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、福祉課
------	--

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が Continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

第 1 3 節 防災体制の整備

関係課等	全課
------	----

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、風水害等の災害にも迅速かつ機動的な災害対応ができるよう、市内における初動体制の強化を図るとともに、平常時から県や近隣市町村、国、県内外の防災関係機関、事業者との連携を密にし、災害対策本部機能の強化など、体制整備を行う。

1 市の防災体制の整備

(1) 市内初動体制の強化

風水害等の災害にも迅速かつ機動的な災害対応ができるよう、いすみ市初動マニュアルの基づく初動体制の見直し・強化を図る。

(2) 災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

(3) 受援計画の策定

市は、国、県、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、市が中心となることが適当な事務について、受援計画の作成に努める。

(4) 広域避難者の受入体制の整備

市は、県内市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

(5) 燃料の供給体制の整備

市は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(6) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市は、男女共同参画の視点から、地域防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について市内及び避難所等における連絡調整を行うよう努める。

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画	風－ 66
第1節 災害対策本部活動	風－ 70
1 市の活動体制	風－ 70
2 災害救助法が適用された場合の体制	風－ 77
3 市町村間での応援体制	風－ 77
4 指定行政機関等の活動体制	風－ 77
5 災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携	風－ 78
6 市への支援	風－ 78
7 災害救助法の適用手続等	風－ 78
第2節 情報収集・伝達体制	風－ 82
1 通信体制	風－ 82
2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備	風－ 86
3 被害情報等収集・報告	風－ 98
4 災害時の広報	風－106
第3節 水防計画	風－109
1 水防の目的	風－109
2 水防の責任	風－109
3 津波における留意事項	風－109
4 安全配慮	風－110
5 水防本部の組織	風－110
6 水防本部の配備体制と活動内容	風－110
7 水防配備の解除	風－110
第4節 避難計画	風－112
1 計画方針	風－112
2 実施機関	風－112
3 避難の勧告又は指示等	風－113
4 避難誘導等	風－116
5 避難所の開設・運営	風－117
6 現地救護本部の設置	風－119

第5節 要配慮者等の安全確保対策	風-120
1 避難誘導等	風-120
2 避難所の設置、要配慮者への対応	風-121
3 福祉避難所の指定及び設置	風-122
4 避難所から福祉避難所への移送	風-122
5 被災した要配慮者等の生活の確保	風-122
第6節 救助救急・医療救護活動	風-124
1 救助・救急	風-124
2 水防活動	風-125
3 危険物等の対策	風-125
4 医療救護	風-125
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	風-131
1 災害警備計画	風-131
2 交通対策計画	風-132
3 緊急輸送	風-135
第8節 救援物資供給活動	風-137
1 応急給水	風-137
2 食料・生活必需品等の供給体制	風-138
3 燃料の調達	風-142
第9節 広域応援の要請	風-143
1 国等に対する応援要請	風-143
2 千葉県大規模災害時応援受援計画	風-143
3 県に対する応援要請	風-145
4 市町村間の相互応援	風-146
5 受援体制の整備	風-146
6 消防機関の応援	風-146
7 水道事業体等の相互応援	風-146
8 資料の提供及び交換	風-147
9 経費の負担	風-147
10 応急対策活動拠点の候補地選定	風-147
11 民間団体等との協定等の締結	風-147
12 広域避難	風-147
13 広域一時避難者	風-148

第10節 自衛隊への災害派遣要請	風-149
1 災害派遣の要請	風-149
2 災害派遣の方法	風-149
3 知事への災害派遣の要請の要求	風-150
4 自衛隊との連絡	風-151
5 災害派遣部隊の受入体制	風-151
6 災害派遣部隊の撤収要請	風-153
7 経費負担区分	風-153
8 自衛隊の即応態勢	風-153
第11節 学校等の安全対策・文化財保護	風-155
1 防災体制の確立	風-155
2 応急教育の実施	風-156
3 学用品の調達及び支給	風-157
4 授業料等の減免・育英補助の措置	風-158
5 学校給食の実施	風-158
6 文化財の応急対応	風-158
第12節 帰宅困難者等対策	風-160
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	風-160
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	風-160
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	風-160
4 帰宅困難者等の把握と情報提供	風-160
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	風-161
6 徒歩帰宅支援	風-161
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	風-162
1 保健活動	風-162
2 飲料水の安全確保	風-162
3 防疫	風-163
4 死体の搜索処理等	風-163
5 動物対策	風-166
6 清掃及び障害物の除去	風-166
第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	風-171
1 応急仮設住宅の供与等	風-171
2 被災宅地危険度判定支援体制の整備	風-173
3 罹災証明書の交付	風-174

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 -----	風-175
1 水道施設災害対策計画 -----	風-175
2 電力施設災害対策計画 -----	風-177
3 ガス施設災害対策計画 -----	風-178
4 東日本電信電話㈱の通信施設災害対策計画 -----	風-179
5 ㈱NTTドコモの通信施設災害対策計画 -----	風-180
6 KDDI ㈱の通信施設災害対策計画 -----	風-181
7 ソフトバンク㈱の通信施設災害対策計画 -----	風-182
8 郵政業務応急対策計画 -----	風-182
第16節 ボランティアの協力 -----	風-184
1 ボランティアの活動分野 -----	風-184
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体 -----	風-185
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ -----	風-185
4 災害時におけるボランティアの登録、派遣 -----	風-186
5 ボランティア受入体制 -----	風-187
6 ボランティアコーディネーターの養成 -----	風-188
7 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 -----	風-188

第1節 災害対策本部活動

関係課等	全課
------	----

災害が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、県内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 市の活動体制

市は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関並びに市域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を速やかに実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・ 疑わしいときは行動せよ
- ・ 最悪事態を想定して行動せよ
- ・ 空振りは許されるが見逃しは許されない

また、国において緊急災害対策本部等を設置したとき、県において災害対策本部及び現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

市本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「いすみ市災害対策本部条例」及び「いすみ市災害対策本部条例施行規則」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時の事務処理に関する手引き」「初動マニュアル」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上を発表した場合、又は、深夜から明け方に前記の警報の発表が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき、その他、被害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたときは、次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害情報の把握及び報告

イ 市内に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は、気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき、その他、大きな被害の発生が予想される場合で、危機管理課長が必要と認めたときは、関係部局は、情報収集体制を強化する。

ウ 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに市長に報告する。

また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

エ 上記アからウについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

オ 夜間、休日等の勤務時間外

(ア) 警備員及び日直者は、上記ア及びイに掲げる気象予警報が発表された場合、あるいは災害の発生するおそれがある気象状況が関係機関から通報されたとき、または災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき、直ちに危機管理課長にその旨を伝達する。

(イ) 警備員及び日直者からの連絡を受けた危機管理課長は、情報の内容その他の状況等を分析、判断し速やかに職員等の動員等の措置をとる。

(2) いすみ市災害対策本部

ア 市災害対策本部の設置又は廃止とその基準

市長は、風水害等による災害に迅速に対応する体制を確立するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、市災害対策本部を設置した後において、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、市災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、市災害対策本部を廃止する。

なお、市長が不在、連絡不能等の場合、副市長、教育長の順でその権限を代行する。

(ア) 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）

- (1) 大雨特別警報
- (2) 暴風特別警報
- (3) 暴風雪特別警報
- (4) 大雪特別警報

(5) 高潮特別警報

(イ) 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。

(1) 市内の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき

(2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

(ウ) 市内の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。

本部長は、災害対策本部を設置または廃止した場合、直ちにその旨を県知事に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長または代表者

(イ) 隣接市町長

(ウ) 消防本部消防長

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進するうえで必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部には、「いすみ市災害対策本部条例」に基づき、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 市災害対策本部の組織及び編成

市本部の組織及び編成は、「いすみ市災害対策本部条例」及び「いすみ市災害対策本部条例施行規則」の定めによるが、その概要は次のとおりである。

エ 本部室

本部長は、市の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

(ア) 災害応急対策の実施及び調整に関すること

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること

(ウ) 配備体制の発令及び解除に関すること

(エ) 避難の勧告及び指示に関すること

(オ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の運用に関すること

(カ) 千葉県及び防災関係機関に対する応援に関すること

(キ) 他市町村との相互応援に関すること

(ク) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること

(ケ) その他重要事項に関すること

オ 本部連絡員（本部事務局）

(ア) 本部連絡員は、本部事務局に勤務する。

- (イ) 事務局長は、危機管理課長をもって充てる。
- (ウ) 事務局長補佐は、危機管理監をもって充てる。
- (エ) 事務局職員は、危機管理課職員をもって充てる。
- (オ) 本部連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- (カ) 事務局の事務分掌等

事務局の事務を総括班、情報班、応急対策班に分け、各班の班長は事務局長が指名する。

カ 対策部

対策部は、部長、班長及び班員をもって構成し、対策部が所掌する分掌事務を遂行する。

キ 本部派遣職員

本部派遣職員は、災害対策本部室及び本部事務局との連絡調整にあたる。

ク 現地災害対策本部

本部長は、災害の現地における応急対策を推進するうえで必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部には、「いすみ市災害対策本部条例」に基づき、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

ケ 本部室、各部、各班の連絡方法

- (ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて、各対策部長が各対策部及び各班に連絡するものとする。
- (イ) 各部及び各班で聴取した情報あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち本部室あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、各対策部長である本部員が本部連絡員を通じて、本部事務局長に報告するものとする。
- (ウ) 上記（イ）により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。
- (エ) 本部の部長、副部長、班長及び各班の分掌事務は、いすみ市災害対策本部条例施行規則第7条に基づき、次のとおりとする。

- ・ 本部長の命令、本部会議の審議・決定事項等は、事務局長（危機管理課長）から各部長に命令・指示する。
- ・ 各対策部で収集した情報、実施した対策等のうち、本部長が承知しておく必要がある事項は、各班長（各課長）が事務局に報告する。

コ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

サ 市本部の設置場所

市本部は、原則として、市役所大原庁舎 2 階 公室に設置する。

なお、市役所大原庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる場所に設置するが、本部長の判断により変更することができる。

対策本部を設置した場合は、「いすみ市災害対策本部」の標示を掲示するものとする。

施設名	所在地
大原文化センター	いすみ市大原7838
夷隅文化会館	いすみ市深谷1968-1

(3) 職員の配備

ア 職員の待機体制（初動体制の確立）

各部課等の長は、常に気象状況その他の災害現象に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、または災害が発生した場合は、災害情報収集や災害対策の調整が迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

各部課等の長は、年度当初に、職員の配備計画を立て、所属職員へ周知徹底しておく。

また、発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、庁舎内に危機管理課職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

風水害等の災害に対処する市本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。次に示す基準により、第1又は第2配備体制を配備する。気象予報による場合は自動配備とし、自動配備基準に満たない場合は危機管理課長が被害状況等から総合的に判断する。

なお、第1及び第2配備体制は災害対策本部設置前の(情報収集体制)体制であり、災害対策本部は第3配備以降に設置される。

ウ 災害対策本部設置後の配備

風水害等の災害に対処する市本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

次に示す基準により、災害対策本部（第3～第5配備体制）を設置する。気象予報による場合は自動配備とし、その他、市長が風水害等による災害に迅速に対応する体制を確立するため、被害状況等から災害対策本部の設置及び配備体制の決定を行う。

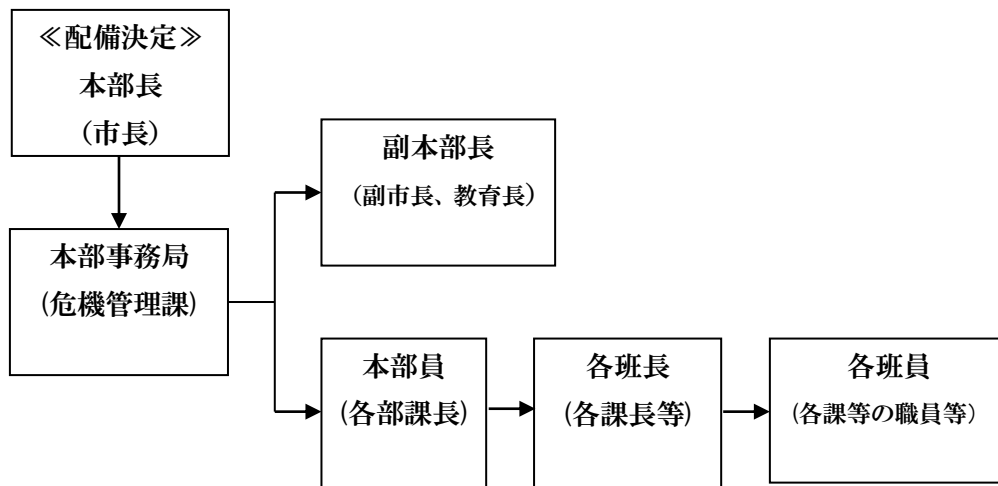
(4) 職員の動員

ア 動員体制の確立

各対策部長は、それぞれの部内各班の動員系統の連絡方法等を、あらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておく。

イ 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ 動員の伝達方法

震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため次の方法で伝達を行う。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話、防災メール等

(イ) 勤務時間外

電話又は防災行政無線、防災メール等

エ 職員の参集等

(ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

本部員、班長、本部事務局職員、本部連絡員、情報連絡員、各所属の第1配備、第2配備職員

(イ) 初動対応職員以外の職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、市役所各庁舎又は避難所に指定されている学校等に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告するものとする。

(ウ) 自主登庁又は自主参集

a 災害対策本部において、本部を構成するすべての職員は、勤務時間外に災害

が発生し、防災行政無線、電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（第3配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、市役所大原庁舎に自主登庁及び自主参集するものとする。

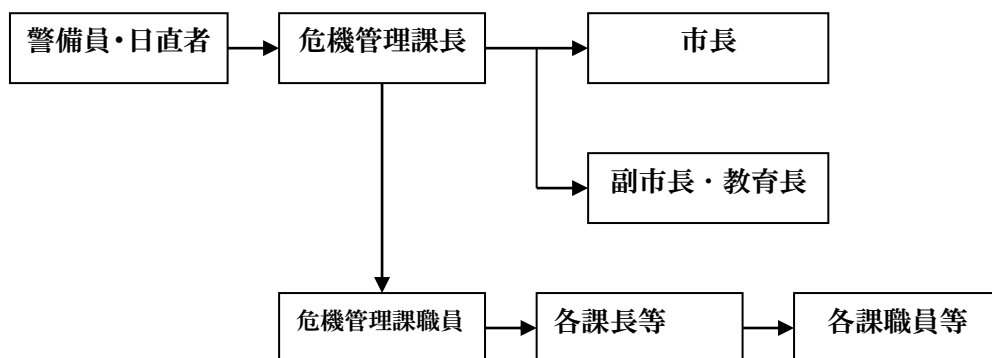
b その他の職員については、所属の勤務地に速やかに登庁するものとする。

ただし、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、最寄りの市役所各庁舎又は避難所に指定されている学校等に参集し、それぞれの災害応急体制の組織に入るものとする。

オ 警備員及び日直者の心得

(ア) 警備員及び日直者は、災害の発生するおそれがある気象状況が関係機関から通報されたとき、または災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるときは、直ちに危機管理課長にその旨を伝達するものとする。

(イ) 警備員及び日直者からの連絡を受けた危機管理課長は、情報の内容その他の状況等を分析、判断し、速やかに職員の動員等の措置をとる。



カ 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、状況に応じて最も迅速に参集することができる手段による。

キ 参集時の留意事項

(ア) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意する。

(イ) 災害応急対策活動に便利で安全な服装で参集し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われるものをできるだけ携行する。

(ウ) 参集途上、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部活動に支障をきたすことのないよう注意を払う。

(エ) 参集途上、人身事故等に遭遇したときは、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。

(オ) 参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

ク 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

(5) 消防本部に対する伝達及び動員

ア 災害対策本部を設置した場合、その配備体制についての消防本部への伝達は、危機管理課長（本部事務局長）が行うものとする。

イ 伝達の方法は、電話、口頭等の方法のうち最も迅速、確実に行える方法により行う。

ウ 消防長は、危機管理課長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確立するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

3 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

[資料2-2] 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

4 指定行政機関等の活動体制

(1) 責 務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員派遣

市災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

5 災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携

市は、災害の状況に応じ、市災害対策本部に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県又は市は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

さらに、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

6 市への支援

県は、市が災害対応能力を喪失等した場合において、その機能を迅速かつ的確に支援するため、県職員を積極的に派遣して情報収集するなどの措置をあらかじめ定めるものとしている。

7 災害救助法の適用手続等

（１）災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

(ア) 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。(法施行令第1条第1項第1号)

(イ) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。
(法施行令第1条第1項第2号)

(ウ) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであることあること。

(エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行うものである。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、災害時において、市内に災害救助法を適用する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長に行わせることができる。

ウ 市長は、上記イにより市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 災害が発生した場合の救助

(ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

(イ) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (エ) 医療及び助産
- (オ) 災害にかかった者の救出
- (カ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (キ) 学用品の給与
- (ク) 埋葬
- (ケ) 死体の捜索及び処理
- (コ) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去
- イ 災害が発生するおそれがある場合の救助
 - (ア) 避難所の供与
- (5) 被災世帯の算定基準
 - ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
 - イ 住家の滅失等の認定
 - (ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの
 - (イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの
 - (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- ウ 世帯及び住家の単位
 - (ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。
 - (イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市

(ア) 市における災害が、(2)アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

(イ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

関係課等	全課
------	----

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。

特に高齢者や障害者等避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

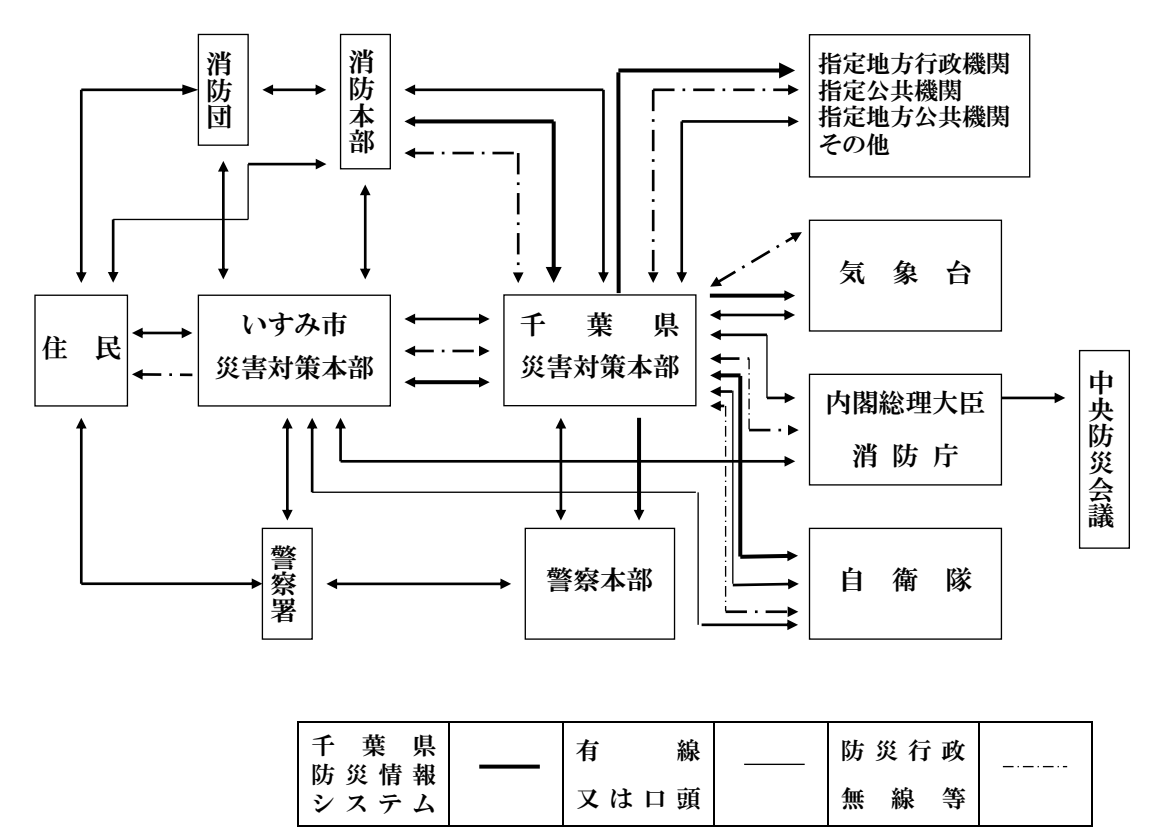
また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。



(2) 通信連絡手段

ア 市

- (ア) 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- (イ) 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- (ウ) 保有する同報無線等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
- (エ) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。
- (オ) いすみ市防災行政無線等を活用して消防本部、消防署等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- (カ) 市長は、伝達された警報等を下記の方法など、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて、住民に周知徹底する。

市防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、サイレン又は警鐘

ツイッター等のSNS

電話、FAX、登録制メール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 被害報告及び災害情報

「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市から報告する場合は、下記によるものとし、報告システムは当該計画に定めるところによる。

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電報

(3) 災害時における市防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

市役所大原庁舎統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、いすみ市防災行政無線（固定局）運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため市は、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉事業部に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

【災害時優先電話】

平成 29 年 4 月 1 日現在

設置場所	電話番号
総 務 課	0470-63-1252
危 機 管 理 課	0470-62-1148
建 設 課	0470-62-1153
合計 3 回線	

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

(ア) 警察通信施設

(イ) 国土交通省関係通信施設

(ウ) 海上保安部通信施設

(オ) 東日本電信電話（株）通信施設

(カ) 東京電力グループ通信施設

(キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

ウ 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部通信施設

エ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

(ク) 遭難者救護に関するもの。

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修復復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。

(シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

(ア) 官公庁（公共企業体を含む）

(イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部

(ウ) 日本赤十字社

(エ) 消防長会及び消防協会

(オ) 電力会社

(カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

（ア）あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号

（イ）種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）

（ウ）本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

（エ）通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 市長の伝達

市長は、県及び警察署を通じて通報された気象注意報・警報等を住民に周知する。

イ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

ウ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

エ 異常現象発見の際の手続

（ア）災害対策基本法第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

- (イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。
- a 銚子地方気象台
 - b その災害に関係のある近隣市町村
 - c 最寄りの県出先機関（夷隅地域振興事務所、夷隅土木事務所、夷隅農業事務所）及びいすみ警察署

(2) 気象通報組織の整備

ア 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる５段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房）を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別 警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

	戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量 指数の予 測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。

エ 早期注意情報(警報級の可能性)

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部)で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(千葉県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く)を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

キ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高

まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ク 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

ケ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

- (ア) 気象警報
- (イ) 気象注意報
- (ウ) 気象情報
- (エ) 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

- (ア) 鉄道気象観測報
- (イ) 鉄道災害報

コ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

- (ア) 雷雨に関する情報
- (イ) 台風、大雨等気象現象に関する情報
- (ウ) 雨及び雪に関する情報
- (エ) その他必要とする事項

を通報するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

サ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

- (ア) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報
- (イ) 地方海上警報
- (ウ) 気象概況及び気象実況
- (エ) 気象情報及び台風情報

(オ) 津波予報及び情報

(カ) 漁船からの気象照会に対する応答

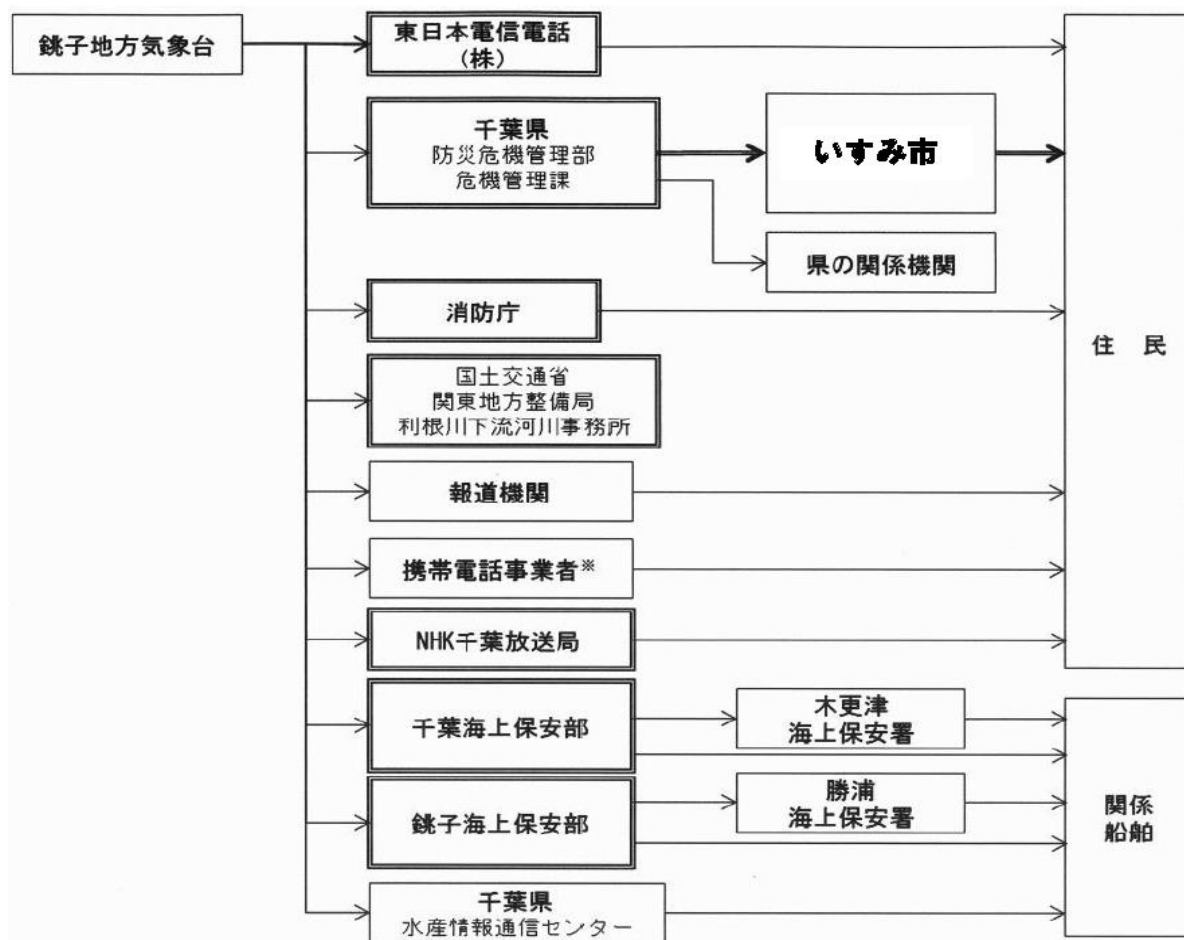
シ 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

(ア) 大気汚染気象通報

(イ) スモッグ気象情報

ス 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(3) 気象観測網の整備

ア 気象庁観測所

本市周辺には、特別地域観測所として勝浦、地域気象観測所として茂原が、地域雨量観測所として大多喜がある。

イ 防災関係機関の観測所

市域内においては、千葉県水防テレメータ水位観測所 7 ヶ所、千葉県水防テレメータ雨量観測所 6 ヶ所が設置されている。

(ア) 千葉県水防テレメータ雨量観測所

観測所名	所在地
松丸	いすみ市松丸2863
市役所夷隅庁舎	いすみ市国府台1524-1
荒木根ダム	いすみ市大野3990-46
市役所大原庁舎	いすみ市大原7400-1
夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1
音羽浄水場	いすみ市岬町鴨根1436

(イ) 千葉県水防テレメータ水位観測所

水系	河川名	観測所名	所在地
関東その他	関東管内	松丸	いすみ市松丸2863
関東その他	関東管内	布施	いすみ市下布施2187-2
関東その他	塩田川	夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1
夷隅川	夷隅川	新苧谷橋	いすみ市苧谷723
夷隅川	夷隅川	桑田	いすみ市岬町中滝1714-1
夷隅川	落合川	佐室	いすみ市高谷545
塩田川	塩田川	新北橋	いすみ市大原7706-2

(4) 注意報・警報・特別警報実施基準

昭和 62 年 6 月 1 日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。

平成 14 年 3 月 1 日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。

平成 14 年 6 月 1 日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成 16 年 4 月 1 日から注意報・警報二次細分区域を変更した。

平成 20 年 5 月 28 日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。

平成 21 年 6 月 2 日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成 22 年 5 月 27 日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施している。

平成 25 年 8 月 30 日から特別警報の運用を開始した。

平成 26 年 3 月 13 日から大雨注意報・警報基準値を改正した。

平成 28 年 11 月 17 日から大雨注意報・警報基準値を改正した。

平成 29 年 7 月 7 日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成 30 年 5 月 30 日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

令和元年5月29日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

令和2年8月6日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

令和3年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

[資料 5-1] 気象官署が発表する注意報・警報の基準

(5) 気象等の観測

ア 気象観測所及び観測の種類

(ア) 気象官署（3箇所）

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

千葉測候所：気象観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

(イ) 特別地域気象観測所（2箇所）

勝浦、館山：気象観測、震度観測

(ウ) 地域気象観測所（10箇所）・地域雨量観測所（3箇所）

地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、日照時間

地域雨量観測所：降水量

※アメダスでの日照時間の観測は、2021年3月1日で終了した。

2021年3月2日から推計気象分布（日照時間）から得る推計値を提供。

イ 気象観測の観測種目

(ア) 視程 (サ) 積雪の深さ (ナ) 同風向 (マ) 同起時

(イ) 現在天気 (シ) 降雪の深さ (ニ) 同起時 (ミ) 日最大10分間降水量

(ウ) 気圧（現地海面）(ス) 日最低海面気圧 (ヌ) 日最大瞬間風速 (ム) 同起時

(エ) 気温 (セ) 日最高気温 (ネ) 同風向 (メ) 日照時間

(オ) 蒸気圧 (ソ) 同起時 (ノ) 同起時 (モ) 全天日射量大気現象

(カ) 露点温度 (タ) 日最低気温 (ハ) 日平均風速

(キ) 相対湿度 (チ) 同起時 (ヒ) 同起時

(ク) 風向 (ツ) 日最小相対湿度 (フ) 日最大1時間

(ケ) 風速 (テ) 同起時 (ヘ) 降水量日平均風速

(コ) 降水量 (ト) 日最大風速 (ホ) 日最大1時間降水量

注 各気象官署及び特別地域気象観測所により観測種目が異なる。

ウ 潮汐観測

検潮所及び津波観測施設 銚子漁港、布良

(ア) 毎時潮位

(イ) 潮位の偏差

(ウ) 月中の最高（最高潮位・最低潮位及び最大偏差）

(エ) 月中の朔及び望の最高潮位・最低潮位

エ 解析雨量

レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の実測雨量を用い解析・補正して、精度の良い1kmの格子毎の雨量分布を把握したもの。

これにより、アメダスの観測では得られないようなごく局地的な強雨域を把握することができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「〇〇市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。

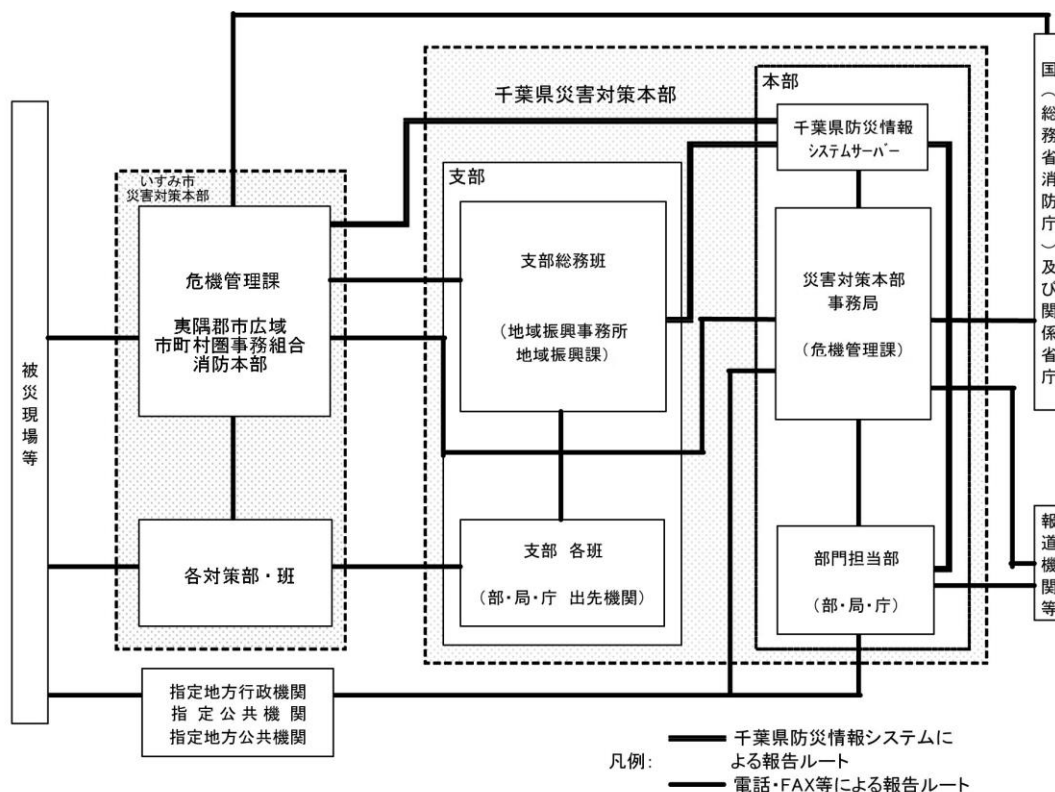
3 被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため市は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、県及び防災関係機関と相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(県危機管理課)へ報告する。

- (ア) 震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (イ) 気象警報(波浪を除く)が発表された場合。
- (ウ) 津波に関する注意報、警報が発表された場合。
- (エ) 市に災害対策本部が設置された場合。
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合。
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。
- (キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。

イ 報告の種別等

本部事務局(県危機管理課)への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 市が実施する情報収集・報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(危機管理課)に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、大規模な災害により消防機関に通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

（４）収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

ウ 市は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

エ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

オ 市は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

（５）千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

（６）勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

（ア）消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）

FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ 〃 ）

（イ）一般加入電話

電話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）

FAX 03-5253-7537（ 〃 ）

イ 千葉県

（ア）県防災行政無線

電話 500-7361（地上系） 012-500-7361（衛星系）（危機管理課）

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（ 〃 ）

（イ）一般加入電話

電話 043-223-2175（危機管理課）

FAX 043-222-5208（ 〃 ）

（７）勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7777（消防庁宿直室）

FAX 03-5253-7553（ " ）

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（県防災行政無線統制室）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175（県防災行政無線統制室）

FAX 043-222-1127（ " ）

(8) 市の通信手段及び連絡先

(ア) 県防災行政無線

電話 234-721（地上系）（危機管理課） 012-234-723（衛星系）（防災担当席）

234-723（地上系）（危機管理課） 012-234-721（衛星系）（危機管理課）

234-729（地上系）（宿直室） 012-234-729（衛星系）（宿直室）

FAX 234-722（地上系） 012-234-722（衛星系）

(イ) 一般加入電話

電話 0470-62-2000（危機管理課） FAX 0470-63-1252

別表 1 報告一覧

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 市域内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 市域内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX 及び端末入力]

別表2 被害の認定基準

区 分	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	軽傷者災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 全 壊 (全 焼 ・ 全 流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大 規 模 半 壊 居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中 規 模 半 壊 居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊 住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等是非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

区 分		認 定 基 準
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
海 岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
地 す べ り	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。

区 分		認 定 基 準
そ の 他 被 害	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑 の 冠 水	
火 災 発 生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 金 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。

	その他の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設 被 害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

区 分		認 定 基 準
被 害 金 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

4 災害時の広報

(1) 広報活動要領

市は県や防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他一般市民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 市外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(エ) インターネット（市ホームページ、メールなど）を活用した広報

(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネットへの要請

市が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会 千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-5500-3915

エ 報道機関への報道要請

市が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、市が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道要請は、県が締結している「災害時における報道要請に関する協定」に基づき要請す

る。

千葉県報道要請協定機関

報道機関名	所在地	電話
千葉日報社	千葉市中央区中央 4-14-10	043-222-9211
朝日新聞社	千葉市中央区中央 3-10-4	043-223-1911
毎日新聞社	千葉市中央区千葉港 7-3	043-247-0505
読売新聞社	千葉市中央区中央 4-15-3	043-225-2001
産経新聞社	千葉市中央区中央 4-17-3	043-225-2171
東京新聞社	千葉市中央区中央 3-4-8	043-224-8155
日本経済新聞社	千葉市中央区中央 4-14-9	043-227-4346
日刊工業新聞社	千葉市中央区新町 19-13	043-245-2711
日本工業新聞社	千葉市中央区中央 4-17-3	043-227-0651
時事通信社	千葉市中央区中央 4-15-3	043-224-2011
共同通信社	千葉市中央区中央 4-10-12	043-227-4466
日本テレビ放送網(株)	東京都港区東新橋 1-6-1	03-6215-4444
(株)東京放送	東京都港区赤坂 5-3-6	03-3746-1111
(株)フジテレビジョン	東京都港区台場 2-4-8	03-5500-8888
全国朝日放送(株)	東京都港区六本木 6-9-1	03-6406-1111

第3節 水 防 計 画

関係課等	危機管理課、農林課、水産商工観光課、消防団
------	-----------------------

市内の各河川、海岸並びに漁港等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防機関や水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。なお、水防計画は、県土整備部河川環境課が作成する「千葉県水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

1 水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

※ 水防管理団体：水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。

(注) 洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

2 水防の責任

(1) 市

市は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 一般市民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、消防機関に属する者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場

合は、水防活動を行う者の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防活動を行う者の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動を行う者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動を行う者の安全は確保しなければならない。

水防活動を行う者の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。

5 水防本部の組織

ア 県

千葉県水防本部は管内における水防業務を総括するため本部を県庁内（県土整備部河川環境課）に置かれる。

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長（夷隅土木事務所長）がその管内の配備体制をとる。

イ 市

水防本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部事務分掌に準ずるものとする。

6 水防本部の配備体制と活動内容

（１）水防配備

ア 水防本部水防配備指令による配備

県水防本部の水防配備指令により、配備体制をとる。

水防配備体制は、本章第１節「災害対策本部活動」に準ずるものとする。

7 水防配備の解除

（１）県の水防配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

（２）市の水防配備の解除

市は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮の

おそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班（夷隅土木事務所）を通じ、水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

※ 水防管理者：水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者又は長、並びに水害予防組合の管理者をいう。

第4節 避難計画

関係課等	危機管理課、総務課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、福祉課、健康高齢者支援課、市民課、農林課、水産商工観光課、建設課、学校教育課、生涯学習課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	--

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。
この際、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

1 計画方針

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、指定されている避難所等に収容し、保護する。

また、千葉県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。

2 実施機関

(1) 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である市長が実施する。

また、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。(災害対策基本法第 60 条)

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市長（災害対策基本法第 60 条）

イ 知事（災害対策基本法第 60 条 5 項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者《水防法第 29 条》）

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。《自衛隊法第 94 条》）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 避難の指示等

(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

ア 市長の措置

(ア) 市長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示等を行うものとする。

ただし、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「緊急安全確保」等の安全確保措置を指示することができるものとする。

市長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市長は、避難指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

(イ) 市長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水

や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

(ウ) 市長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「緊急安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示することができる。

なお、立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合は、直ちに市長へ通知する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等緊急安全確保措置を指示することができる。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

(2) 高齢者等避難、避難指示等の内容

市長等が高齢者等避難の発表や避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 高齢者等避難、避難指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）

広報車

サイレン又は警鐘

ツイッター等のSNS

電話、FAX、登録制のメール

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

市、県、千葉県警察、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

[資料 8-1]警戒レベル・避難指示等の発令基準

〔河川情報の種類〕

種 別	発 令 基 準
通報水位 (水防待機水位)	消防機関が出動のために待機する水位
警戒水位 (氾濫注意水位)	市長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、消防機関の出動の目安となる水位
特別警戒水位 (避難判断水位)	市長の非難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位
危険水位または 計画高水位 (氾濫危険水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

4 避難誘導等

市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮して、避難場所等への誘導に努める。

誘導に当たっては、できるだけ自治会、自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行うものとする。

また、市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

- （１）市は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- （２）市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。
- （３）県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局（県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリア

アに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

5 避難所の開設・運営

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (1) 市は、避難所を設置する必要があるときは、指定する避難所を開設するものとするが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意する。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 市は、施設管理者の監督のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (4) 市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ば

かりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

- (5) 市は、家庭動物との同行避難に備え、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に策定する避難所ごとの運営マニュアルにおいて、避難者間のトラブル防止のため、家庭動物の収容場所を確保し飼い主が責任を持って家庭動物の飼育を出来るよう、ルールを明確にするとともに、家庭動物の飼養場所を確保する。

- (6) 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

- (7) 市は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、把握するよう努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

- (8) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

- (9) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (10) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (11) 市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談

窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (12) 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

〔避難所等の種類〕

区 分	内 容
緊急開設避難所	自主避難者や避難勧告等、地区が小規模の場合、優先的に開設する避難所
避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あらゆる応急仮設住宅への入居ができるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所
津波緊急避難場所	津波警報等が発表または津波襲来が予想されたときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所

〔緊急開設避難所〕

地域	名称	所在地	電話番号	施設	収容能力	
					面積 (㎡)	人員 (人)
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	0470-86-5000	大ホール	524.0	131
				和室	41.3	10
大原	大原文化センター	いすみ市大原 7838	0470-63-1222	1階和室	69.3	17
				1階大会議室	180.0	45
	東小学校	いすみ市山田 460	0470-66-1415	体育館	995.0	248
岬	岬公民館	いすみ市岬町長者 22	0470-87-6111	大会議室	315.4	78

6 現地救護本部の設置

県は必要に応じ、現地に救護本部を設置するとともに、各避難所を巡回し、関係機関との調整を行う。

[資料8-1]警戒レベル・避難指示等の発令基準

[資料8-2]避難所等一覧

[資料8-3]避難所の開設要領

[資料8-4]避難所の運営要領

[資料8-5]避難所収容台帳等（様式）

[資料8-7]福祉避難所一覧

第5節 要配慮者等の安全確保対策

関係課等	危機管理課、総務課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、財政課、福祉課、健康高齢者支援課、市民課、農林課、水産商工観光課、建設課、学校教育課、生涯学習課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	--

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする、避難行動要支援者については、平成21年度に策定した「いすみ市避難行動要支援者避難支援計画」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会、町内会または自主防災組織等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の設置、要配慮者への対応

(1) 避難所の開設は、第4節の避難計画による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者や障害者その他の要配慮者に配慮した福祉避難所の確保及び運営に努める。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者への理解促進

(2) 外国人への対応

市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

3 福祉避難所の指定及び設置

- (1) 市では、大規模な災害等が発生した場合において、要配慮者を収容するため、「福祉避難所の指定に関する協定」を締結し、福祉避難所に指定している。

[資料 8-7] 福祉避難所一覧

- (2) 要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者に要請し、行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

- (3) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

- (4) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要援護者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員

等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

関係課等	危機管理課、福祉課、健康高齢者支援課、市民課
------	------------------------

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、市は県や関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 救助・救急

(1) 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、夷隅医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。
海上保安部(署)		1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動

水害等の発生における水防活動については、同章第3節「水防計画」による。

3 危険物等の対策

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

4 医療救護

(1) 関係者とその役割

ア 市民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的か積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市

- (ア) 災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療体制の整備を図る。

(ウ) 災害時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

ウ 県

市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が困難な場合は、市に対し、医療救護活動を行う。

エ 医療機関

(ア) 災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対応マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

(イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(ウ) 災害時には、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。

(エ) 災害拠点病院は、災害時に重症患者の受け入れや広域搬送への対応、災害医療チーム（以下「DMAT」という。）の受け入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

(オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動をする。

(2) 災害時の活動

ア 指揮と調整

大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、県においては災害医療本部を、市においては医療救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

(ア) 傷病者等の発生状況

(イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

(ウ) 避難所及び救護所の設置状況

(エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況

(オ) 医療施設、救護所等への交通状況

(カ) その他医療救護活動に資する事

エ 医療救護活動の実施

(ア) 市及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。

(イ) 市長は、市の医療救護に関する計画に基づき、市が組織した救護班と一般社団法人夷隅医師会及び夷隅郡市歯科医師会が組織する救護班が協力して医療救護活動を行えるようにする。

なお、市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 市は、夷隅健康福祉センターの合同救護本部が設置されたときは、職員を派遣する等により合同救護本部の活動に協力する。

(エ) 市は、指定避難所及び自然発生的にできた避難所の公衆衛生ニーズを把握し、夷隅健康福祉センターと連携し、被災者の健康維持のための対策を実施する。

(オ) 市は、救護所を設置する場合、傷病者や資機材搬送の利便性等を総合的に判断して、いすみ医療センターを第一候補とし、必要に応じてその他の避難所等に設置するよう努める。

また、設置し運営した場合は、その状況を夷隅健康福祉センターの合同救護本部に報告する。

(カ) 知事は、市長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市

の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

(キ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。

- a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
- b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
- c 医療チームの編成、派遣に関すること。
- d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
- e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
- f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
- g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じて、災害時の速やかな受け入れに努める。

(イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、医療救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた医療救護本部は搬送先の確保に努める。

(ウ) 搬送先の確保を要請された医療救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を下記のとおりとする。

(ア) 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

(イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

(ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長又は知事に要請する。

(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

(オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

市長は、必要に応じて、いすみ医療センターの救護班に出動を命じ、夷隅医師会及び夷隅郡市歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として下記の通りとする。

(ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、夷隅健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。

(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、夷隅健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に供給を要請する。

(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

(エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、医療救護本部又は夷隅健康福祉センターの合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援するよう努める。

(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

[資料 2-10] 災害時の医療救護活動についての協定書

[資料15-1] 医療機関一覧

[資料15-2] 救護班編成一覧

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

関係課等	危機管理課、財政課、建設課、建設課、農林課、水産商工観光課、生涯学習課、学校教育課
------	---

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

(1) 千葉県警察災害警備実施計画

ア 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

イ 警備体制

千葉県警察及びいすみ警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(ア) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(イ) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(ウ) 連絡室

市内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

ウ 災害警備活動要領

(ア) 要員の招集及び参集

(イ) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

(ウ) 装備資機材の運用

(エ) 通信の確保

(オ) 救出及び救護

(カ) 避難誘導及び避難地区の警戒

(キ) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

- (ク) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (ケ) 報道発表
- (コ) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (サ) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (シ) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (ス) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (セ) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (ソ) その他必要な応急措置

(2) 海上保安部（署）非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

イ 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ 警備要領

(ア) 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣巡視船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

(イ) 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安本部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

2 交通対策計画

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

市長は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報

告するものとする。

イ 調査及び報告

建設課（建設班）は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

（ア）建設課（建設班）は、市の管理する道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を市長に報告するものとする。

（イ）市長は（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに市域を管轄する夷隅土木事務所の長に報告するものとする。

（２）交通規制

ア 道路管理者の通行禁止又は制限

市は、道路法第 46 条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第 5 条又は第 114 条の 3 の規定により、道路における交通の規制を行う。

ウ 警察官の交通規制等

（ア）警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第 6 条又は第 75 条の 3 の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

（イ）警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

エ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

（ア）自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記

(イ) の職務の執行について行うことができる。

(イ) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

オ 海上保安部（署）の海上交通規制

(ア) 風水害等の災害に伴い、船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。

(イ) 風水害等の災害に伴い、船舶海難の発生、岸壁等係留施設・その他海上構築物の損壊、危険物の海上への流出及びいかだ・木材・漁具その他の航路障害物の流出により船舶交通に危険が生じ、または危険が生じるおそれがあるときは、航行警報等による情報提供を実施するとともに、必要ある場合には、船舶交通を制限または禁止する。

(3) 応急復旧

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

(4) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

(イ) 前記（ア）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(エ) 届出に関する手続は、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等に関する要綱」によるものとし、財政課（財政班）において実施する。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、公安委員

会から届出済証が交付される。

- (ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（１）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（１）イの標章及び確認証明書が交付される。
- (エ) 事前届出・確認に関する手続は、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等に関する要綱」によるものとし、財政課（財政班）が実施する。

[資料 11-9] 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

（５）交通情報の収集及び提供

- ア 交通情報の収集は、車両、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。
なお、千葉県警察及びいすみ警察署と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- イ 交通規制等交通情報の収集及び提供は、県警本部の交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

３ 緊急輸送

災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

（１）緊急輸送道路

県は、機能別に１次、２次及び３次路線に分類し、１次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、２次路線は、第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路、３次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

市においては、円滑な災害応急対策活動のため、主要な市道を緊急輸送道路に指定し、災害時には、道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧等を行い、通行を確保する。

[資料 11-8] 緊急輸送道路

（２）漁 港

大原漁港、勝浦漁港

（３）飛行場等

ア 空 港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……第4補給処木更津支処

ウ 臨時離発着場

[資料 11-6]ヘリコプター臨時離発着所適地

第8節 救援物資供給活動

関係課等	水道課、危機管理課、財政課、農林課
------	-------------------

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則としているが、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるとしている。

1 応急給水

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（1）実施機関

ア 飲料水の供給は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ 市長は、当該市限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道事業体は、市が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

オ 水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

（2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

（3）水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

a 給水車等による給水

市の開設する避難場所及び病院等の重要施設に対し、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

なお、市営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を要請する。

イ 広報

水道課（給水班）は、震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、市ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

ウ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

（４）水道施設の応急復旧

災害時に施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行う。

なお、本市限りで対応できない場合は、千葉県水道災害相互応援協定に基づき応援を得て、応急復旧を行うものとする。

また、応急復旧に伴う資機材の調達は、指定給水装置工事事業者の協力を得て対処する。

[資料2-6]千葉県水道災害相互応援協定

[資料14-1]指定給水装置工事事業者一覧

[資料14-2]補給水利の現況

[資料 14-3]応急給水用資機材の保有状況

2 食料・生活必需品等の供給体制

市は、避難行動要支援者や女性の避難生活に配慮しながら、市民の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水や生活必需品の計画的な備蓄を推進する。

特に、避難所となる学校施設などの空き教室を利用し、備蓄物資等を計画的に配備、拡充に努めるとともに、関係事業者等との協定締結を推進し、民間調達による支援物資の確保を図り、必要な物資を調達する。

また、県においては、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び生活必需品を確保し、迅速な供給に努めることとしている。

市は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測されるときは、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 実施機関

ア 食糧の供給は、市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する供給の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 救援物資の確保

ア 救援物資の調達

救援物資は、原則として福祉課（救助班）を経由して調達するものとする。

ただし、緊急の場合は、各班において直接調達するものとするが、事後、その旨を福祉課（救助班）に報告するものとする。

イ 備蓄品の供給

市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、必要に応じ、に救援物資の供給支援を要請し、県防災センター及び備蓄倉庫保有物資の供給支援を受ける。

ウ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、必要な物資を調達する。

また、関係事業者等との協定締結を推進し、食料・生活必需品等の物資の供給体制の確保を図る。

[資料 2-1] 災害時における協定・覚書等締結一覧

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたこと

から受入れを制限する。

(3) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、市長は、県災害対策本部に米穀の供給要請を行い、知事は、農林水産省省農産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業体から引き渡しを受けることができる。

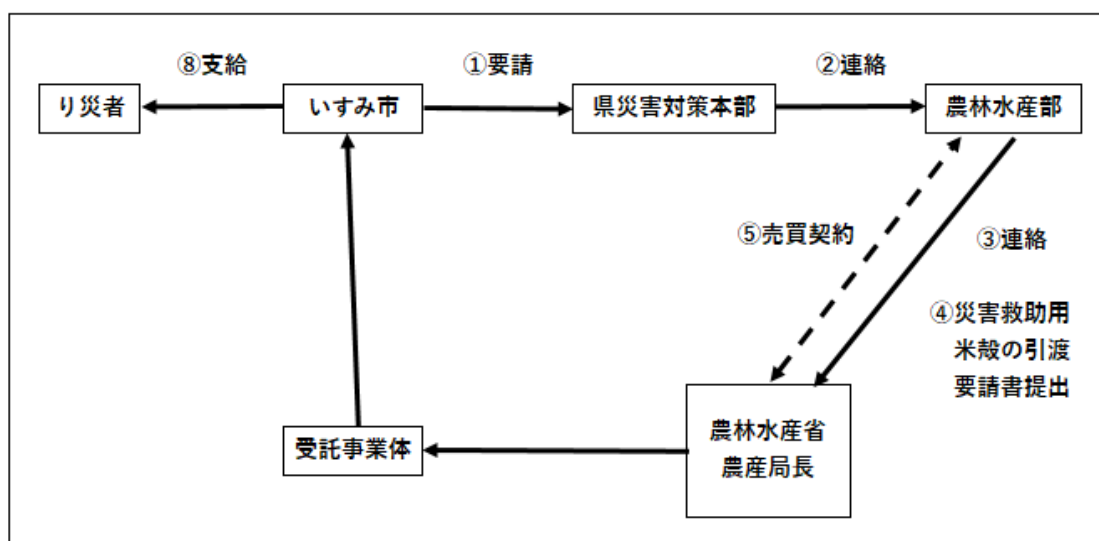
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。

[資料12-3] 米穀調達の要請等（様式）

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

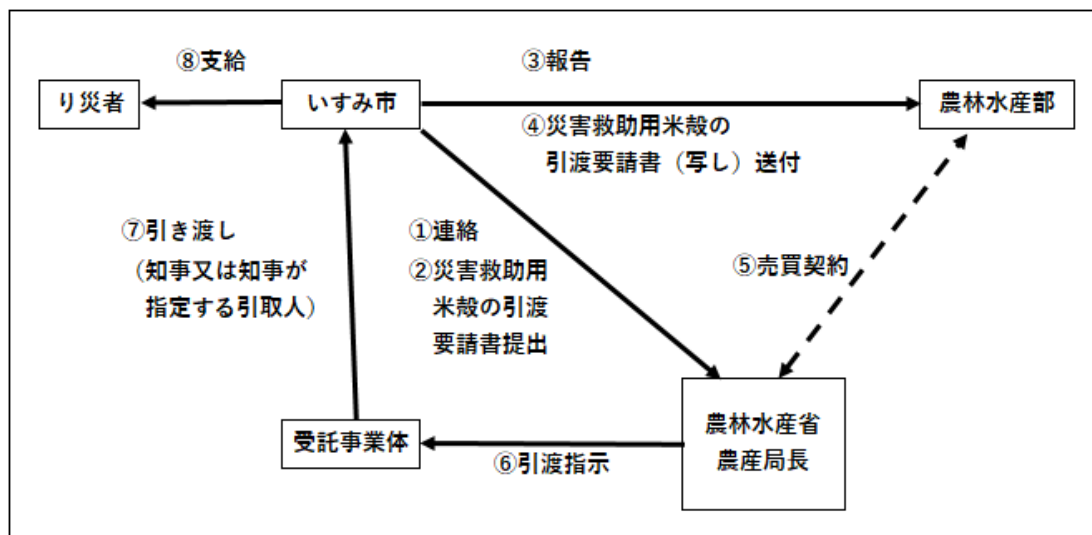
市は米穀の供給要請をする場合は、県災害対策本部に供給要請し、県から農林水産省農産局長に引渡要請書が提出され、売買契約を締結する。

I 市からの要請を受け、県が要請する場合



II 市が直接、要請した場合

市は米穀の供給要請に関し、直接農林水産省農産局長に連絡及び引渡要請書を提出した場合は、必ず県に報告するとともに引渡要請書（写し）を送付し、県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約を締結する。



（４）救援物資の供給体制の確保

本市では、支援物資等を迅速に調達するため、県及び民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

また、円滑な支援物資の供給を確保するため、緊急輸送手段となる幹線道路、漁港、ヘリポートの整備を図る。

ア 市災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、原則として福祉課（救助班）が、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

イ 拠点等の確保

市物資集積拠点は、次の３箇所の防災倉庫（集中備蓄倉庫）とする。

[集中備蓄倉庫]

地域名	備蓄倉庫名	所在地
夷隅地域	夷隅地域備蓄倉庫	いすみ市深谷1968-1
岬地域	岬地域備蓄倉庫	いすみ市岬町椎木1370
大原地域	大原地域備蓄倉庫	いすみ市大原8530-3

ただし、災害の状況等により、防災倉庫（集中備蓄倉庫）を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、避難所となる小中学校や公民館等の市有施設等（分散備蓄倉庫）を物資集積拠点とした物流体制とするなど、状況に応じて、実現可能な体制を構築する。

[資料12-1] 備蓄倉庫一覧

ウ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

エ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合は、最も適切な輸送手段を、海上輸送・航空機輸送の中から選定する。また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県を通じ、市から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

オ 輸送施設の整備

円滑な支援物資の供給を確保するため、緊急輸送手段となる幹線道路、漁港、ヘリポートの整備を図る。

カ 災害ボランティアの活用

市有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を、いすみ市社会福祉協議会が設置する市ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達

市は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、関係事業者等との協定締結を推進し、迅速な調達を図る。

第9節 広域応援の要請

関係課等	危機管理課、財政課、建設課、農林課、水産商工観光課、生涯学習課、学校教育課
------	---------------------------------------

大規模災害発生時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1 国等に対する応援要請

(1) 職員の派遣要請又は斡旋

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防救助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

2 千葉県大規模災害時応援受援計画

大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 5 施設（県内 32 施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園	自衛隊、消防、警察
	県立長生の森公園	自衛隊、消防、警察
	大多喜町 B&G 海洋センター	自衛隊
	睦沢町総合運動公園	自衛隊
	長南町陸上競技場	自衛隊

（２）医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMA Tの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。広域防災拠点（災害拠点病院等） 2 施設（県内 20 施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	

（３）救援物資

平成 25 年 1 月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫 1 施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
夷隅・長生ゾーン	民間営業倉庫	

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年 4 月に情報を更新する。

（４）災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 1施設（県内5施設）

支援対象地域 (おもな支援対象)	名称	備考
夷隅地域 (勝浦市、いすみ市、 御宿町)	いすみ広域災害ボランティアセン ター	大多喜町 B&G 海洋セ ンター

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続については、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

(6) 人的応援・受援

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア 県応援職員の派遣調整

イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請

3 県に対する応援要請

市長は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、県知事に対し、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される場合は、県は、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしている。

4 市町村間の相互応援

(1) 市域において災害が発生した場合、市長は応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、次の事項を明らかにし、他の市町村長に応援要請を行う。

ア 被害の状況

イ 応援の種類

ウ 応援の具体的な内容及び必要量

エ 応援を希望する期間

オ 応援場所及び応援場所への経路

カ その他必要な事項

(2) 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

[資料 2-2] 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

5 受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

6 消防機関の応援

(1) 市長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

[資料 2-4] 千葉県広域消防相互応援協定書

7 水道事業体等の相互応援

市長及び水道管理者は、応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

[資料 2-6]千葉県水道災害相互応援協定

8 資料の提供及び交換

市及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

9 経費の負担

(1) 国又は県、他市町村から職員派遣を受けた場合

国又は県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第 18 条によるほか、協定等の定める方法による。

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

10 応急対策活動拠点の候補地選定

緊急消防応援隊、広域緊急援助隊、自衛隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

11 民間団体等との協定等の活用

市は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

12 広域避難

(1) 広域避難の調整手続等

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる

施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

カ 県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

東日本大震災には、多くの住民の方々が全国各地に避難し、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用により、被災者の居所の活用の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供の提供に支障が生じないように配慮する。

1.3 広域一時避難者

(1) 広域一時避難の調整手続等

ア 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第 10 節 自衛隊への災害派遣要請

関係課等	危機管理課
------	-------

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請

市長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、知事に対し、災害派遣の要請を行うものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 市長の派遣要請の要求による災害派遣

ア 災害が発生し、市長が人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定に基づき、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、市長が予防のため知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請した場合、知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣に要請の要求を行った旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(2) 知事に対し要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で派遣要請の要求ができな
いときは、市長から自衛隊に通報し、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、
災害派遣が実施される。市長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通
知するものとする。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情
報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自

衛隊が自主的に派遣する。

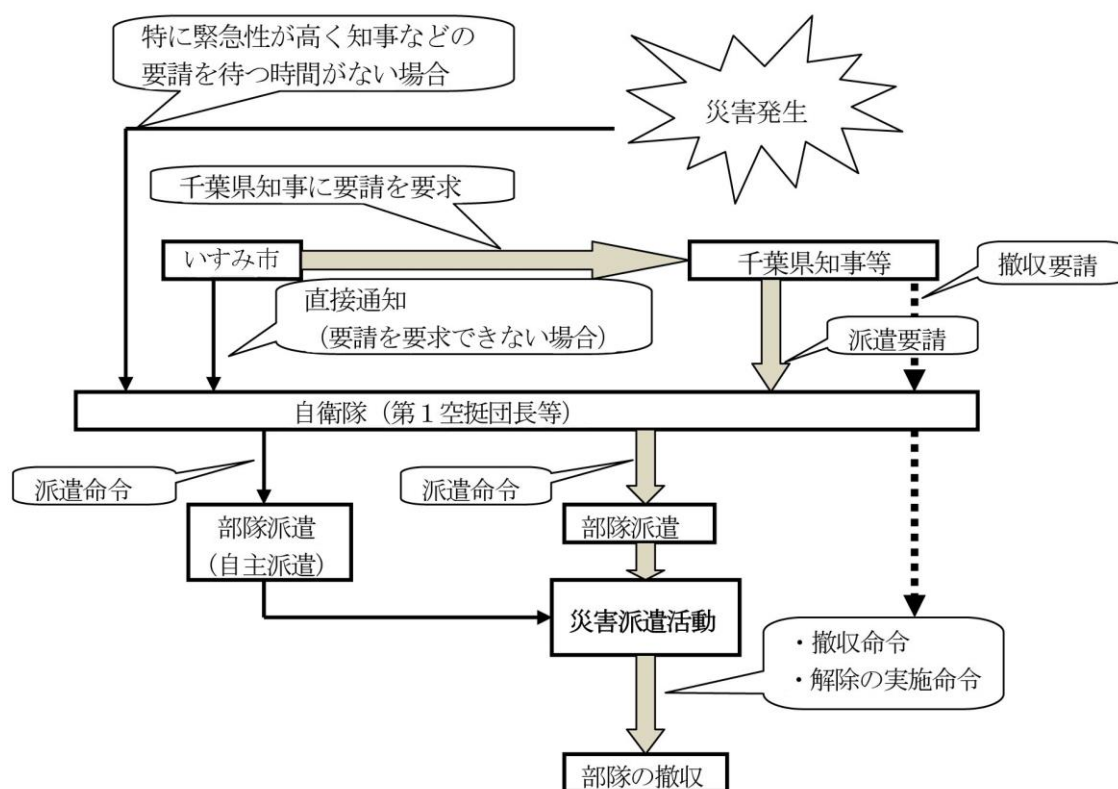
ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう調整を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 知事への災害派遣の要請の要求

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 市長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等（県防災行政無線電話や一般加入電話等）で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、災害に際し、緊急避難、人命救助の場合で事態が切迫している場合もしくは通信の途絶等により、知事との連絡が不能で派遣要請の要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し通報する。

- ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課
- イ 提出部数 1部
- ウ 記載事項
 - （ア）災害の情况及び派遣を要請する事由
 - （イ）派遣を希望する期間
 - （ウ）派遣を希望する区域、活動内容
 - （エ）連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
- エ 要請文書のあて先

[資料 11-3]要請文書のあて先

[資料 11-4]自衛隊派遣要請の連絡先（緊急の場合）

4 自衛隊との連絡

（1）情報の交換

市及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

（2）連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

（3）県は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

（4）連絡所における調整組織の構築

県は、自衛隊に対する市町村からの支援要望について、その態勢、要領及び他の機関等との役割区分を明確にするため、必要に応じ、県、市町村、自衛隊等による調整組織を構築する。

この際、市は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

5 災害派遣部隊の受入体制

（1）他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

（2）作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了

解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

市は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

〔応援隊・自衛隊等の受入施設一覧〕

地域	施設名	所在地	電話番号
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	0470-86-5000
大原	大原文化センター	いすみ市大原 7838	0470-63-1222
岬	岬公民館	いすみ市岬町長者 22	0470-87-6111

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常は市が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常市が提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議を行う。

7 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

8 自衛隊の即応態勢

(1) 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1 時間を基準に出動できる態勢を維持している。

(2) 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各 1 機が待機している。

ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

イ 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

[資料 11-1] 自衛隊の災害派遣要請（様式）

[資料 11-2] 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請（様式）

[資料 11-3] 要請文書のあて先

[資料 11-4] 自衛隊派遣要請の連絡先（緊急の場合）

[資料 11-5] ヘリコプター発着場の必要地積

[資料 11-6] ヘリコプター臨時離発着所適地

第 1 1 節 学校等の安全対策・文化財保護

関係課等	学校教育課、生涯学習課、各小中学校
------	-------------------

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐものとする。

1 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

また、避難所に指定されている学校は、と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 市教育委員会、いすみ警察署、消防本部、消防団及び保護者への連絡体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(オ) 通学が広範囲となる市立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

(3) 災害時の体制

市は、災害に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した県が作成した「学校における地

震防災マニュアル」(平成24年5月改定)を活用し、各学校において、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 市教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、市教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

エ 市教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育の実施

(1) 実施機関

市立小中学校の応急教育は、市が実施し、各学校長がこれにあたるものとする。市教育委員会は、被災学校の授業開始のための応急整備計画の指導助言を行う。

(2) 応急教育実施の予定施設

ア 被災の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

イ 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・市民に対し、周知徹底を図るように指導する。

応急教育の実施の予定施設

被災の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	1. 特別教室・屋外施設等を利用する。 2. 二部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた程度の場合	1. 公民館等公共施設を利用する。 2. 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	1. 住民避難先の最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。 2. 応急仮校舎を建設する。

(3) 応急教育方法

- ア 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、学習方法、内容等をあらかじめ周知させる。
- イ 長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童生徒との連絡方法及び学習上の組織（地区組織など）を整備し、十分活用するものとする。
- ウ 市内の教職員の動員体制を整え、各学校が有機的連携のもとで対処できるようにする。

3 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を支給する。

(1) 実施機関

教材・学用品の支給は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

(2) 学用品の支給

ア 学用品の支給を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）
- (ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品支給の方法

- (ア) 学校及び市教育委員会の協力を受けて行う。

- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 授業料等の減免・育英補助の措置

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。また、被災したことにより、いすみ市奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

5 学校給食の実施

(1) 物資対策

ア 被害を受けた物資に関して、市は、県災害対策本部支部を経由して県災害対策本部にその状況を速やかに報告しなければならない。

イ 市立小中学校は、学校給食用物資に被害を受けたことによる補充又は応急の給食を実施するため、米穀等の給付を受けようとする場合は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦粉取扱要領に基づき、学校給食会に対し需要の申請を行うことにより、米穀等の供給（学校給食用米穀、小麦粉の供給価格で）を受けるものとする。

(2) 給食施設

災害の発生状況によって、学校給食施設が、被災市民の給食用として全面的に利用される場合は、災害対策本部と協議し、実情に応じて措置する。

6 文化財の応急対応

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、收藏・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

[資料18-1]文化財一覧

第 1 2 節 帰宅困難者等対策

関係課等	福祉課、健康高齢者支援課、水産商工観光課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、学校教育課、生涯学習課、危機管理課
------	--

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市民、企業、学校など関係機関に対し、県や関係下市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、関係市町村や関係機関と連携して緊急速報メール、市防災メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市は市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、市からも市内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力その際、市は県や関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、県や関係機関と連携して緊急速報メール、市防災メール、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

関係課等	福祉課、健康高齢者支援課、農林課、水産商工観光課、建設課、水道課、環境保全課、市民課
------	--

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

(1) 市は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、夷隅保健所（健康福祉センター）が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 市は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行い、夷隅健康福祉センター（保健所）が編成する保健活動チームと連携して、避難所において、巡回による被災者の健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

(3) 市は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

気象情報等により事前に予測が可能であるため、発災前から避難所等において二次健康被害予防のための周知啓発等を行う。

(4) 市は、平常時から夷隅健康福祉センター（保健所）と連携し、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

2 飲料水の安全確保

市は、夷隅健康福祉センター（保健所）と協力して、被災者に対し、飲料水の汚染等に関する適切な広報及び指導を行う。

夷隅健康福祉センター（保健所）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応し、安全を確保する。

3 防 疫

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）に基づき、市及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 防疫措置の強化

市は、災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

イ 広報活動の徹底

市は、地域住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

ウ 消毒の実施

市は、感染症法第 27 条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については速やかに整備拡充を図る。

エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

夷隅健康福祉センター（保健所）は、感染症法第 19 条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、夷隅健康福祉センター（保健所）に報告する。

4 死体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各班の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収用するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県及び市が場所の選定を行う。

（２）検案医師等の出動要請

ア 市長は、検案医師等について、夷隅医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

（３）災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各班の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、捜査を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わないものとする。

イ 死体の処理

死体の処理は、市が、夷隅医師会及び日赤千葉県支部奉仕団いすみ支部その他関係機関の協力のもとに実施する。なお、これに先立つ死体の検視については、千葉県警察が行う。

（ア）死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、市長は、直ちに被救助者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市長が死体の処理を行う。

c 警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成 25 年号外国家公安委員会危規則第 4 号、全文改正）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の調

査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬等

災害の際死亡したものに対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等をおこなうもの。

(ア) 埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 埋葬等の方法

- a 埋葬等は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬等は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

エ 記録及び報告

市は、死体の処理状況等を随時本部長に報告するとともに、書類を整備し、所掌業務完了後速やかに本部長に報告するものとする。

オ 死体の輸送

(ア) 検視及び検索を終えた死体は、市が警察署及び消防団の協力を得て、死体収容所に輸送し、収容する。

(イ) 災害救助法が適用された場合も同様の措置を行う。

カ 死体収容所の設営及び死体の収容

(ア) 死体収容所（安置所）の開設

- a 死体の身元を識別するため、埋葬が行われるまでの間、一時保存することが必要なため、市は死体収容所を開設する。
- b 死体収容所は、被害現場付近の寺院、神社、学校等に開設する。適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等設備し収容する。

(イ) 死体の収容

- a 市は、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼る。
- b 死体収容所において、市は埋火葬許可証を発行する。
- c 市は、家族その他から死体の引き取りを希望する者があるときは、死体処理票により整理のうえ引き渡す。

(4) その他

ア 千葉県警察における計画

(ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、市長又は知事と緊密に連絡し、市及び県の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

イ 海上保安部（署）における計画

(ア) 災害により周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。

(ウ) 収容した死体は、市長又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、市長又は知事の行う措置に協力する。

5 動物対策

(1) へい獣処理

市は、死亡した家畜、野禽等を死亡獣畜取扱場で焼却処分する等、千葉県南部家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。

(2) 家庭動物・放浪動物への対応

家庭動物の管理は、飼い主が責任を持つて行うことが原則であるため、家庭動物と同行避難する際のルールを策定、飼い主への周知を徹底するとともに、飼い主が被災したために、遺棄されたり逃げ出したりした動物が発生した場合に備え、夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）と連携しながら、（公社）千葉県獣医師会夷隅支部等の関係団体との協力体制を整える。

6 清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活

上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を推進し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。

(イ) 市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、本市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(ウ) 県は、市に対する廃棄物処理計画策定に関する助言、廃棄物処理に関する情報提供を行う。

イ 廃棄物の収集と処理

(ア) 市における組織体制

廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

がれき、粗大ごみ、生活ごみの処理は、いすみクリーンセンター及び大原クリーンセンターが、災害時の編成基準により、清掃班を編成し実施する。

し尿処理は、夷隅環境衛生組合が、災害時の編成基準に基づき、清掃班を編成し、処理を実施するものとする。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再利用施設等により減量化し最終処分量を低減したのち、原則として最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例

的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみは、(避難所のものを含む)、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

市は、原則として対策指針又は県計画で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市は対策指針又は県計画で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、市では、あらかじめその備蓄状況を把握し、備蓄に努めるとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討する。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

市において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(2) 障害物の除去

ア 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼし

ている場合、その除去は市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

(イ) 本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 道路関係障害物の除去計画

市長は、道路法第 16 条の規定により、市が管理する道路については、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物の除去を行う。

この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

ウ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 漁港

a 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

b 海上保安部（署）は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、航行警報等による周知活動を実施するとともに、当該漁港の管理者及び関係機関等に対して情報提供を実施する。

エ 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

(ア) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(イ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染

に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

[資料 2-7] 災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定

[資料 17-1] クリーンセンターの処理能力

[資料 17-2] 夷隅環境衛生組合の処理能力

[資料 17-3] 一時集積場所候補地一覧

[資料 17-4] 死体の搜索及び収容埋葬等（様式）

第 1 4 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

関係課等	建設課、生涯学習課、学校教育課
------	-----------------

災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等

災害により住家に被害を受けした被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急仮設住宅の建設等

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

その際、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅の迅速な建設を行う。

ア 応急仮設住宅の建設は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

応急仮設住宅建設予定地

候補地 番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所 有者	仮設住宅建 設可能区域 面積 (㎡)	建設可 能戸数 (戸)	汚水等 生放流 可否	消防水 利有無
1	小佐部市有地	いすみ市大原 9484 番地	市有地	5,973	50	否	無
2	大原台公園	いすみ市大原台 325 番地	市有地	2,500	28	否	有
3	東保育所跡地	いすみ市山田 1345 番地 1	市有地	2,239	16	否	有
4	沢田公園	いすみ市大原 8314 番地 1	市有地	1,748	15	否	有
5	大原公民館臨時通車場	いすみ市大原 7058 番地 1	市有地	1,009	12	否	有
6	いすみ市サンライズガーデン	いすみ市深堀 1712 番地 1	市有地	4,500	30	否	無
7	椎木児童遊園	いすみ市岬町椎木 1701 番地 2	市有地	1,130	11	否	無
8	古沢公園	いすみ市岬町榎沢 1871 番地	市有地	5,465	49	否	無
9	いすみ市岬運動場	いすみ市岬町長者 22 番地	市有地	11,085	85	否	有
10	音羽の森公園	いすみ市岬町鴨根 1168 番地 1	市有地	2,153	15	否	無
11	夷隅スポーツ広場	いすみ市深谷 1968 番地 1	市有地	9,354	71	否	無
12	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川 721 番地	市有地	2,782	25	否	有
			計	49,938	407		

ウ 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、市は、県や関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

(イ) 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事

業協会等と連携して実施する。

(3) 建設資材の確保

ア 市が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、千葉土建一般労働組合いすみ支部のあっせんする業者を通じて確保する。

イ 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

(ア) 国有林材の供給

a 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

b 災害復旧用材の供給は、知事、市長等からの要請に基づいて行う。

(イ) 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材の提供を行うこととしている。

2 被災宅地危険度判定支援体制の整備

豪雨等により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

被災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成 15 年 3 月 6 日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。

(3) 被害状況の把握、被災宅地危険度判定士の活用

市は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成 15 年 3 月 6 日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため、講習会への参加促進を図る。

被災時においては、適切な応急対策による二次災害の軽減・防止、並びに被災宅地の

円滑な復旧に資するため、県に対し宅地判定士への協力依頼する等の派遣要請を行う。

3 罹災証明書の交付

市は、遅滞なく被災者に被災証明書を交付できるよう、住宅調査等被災調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

また、被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

さらに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(1) 発行機関

罹災証明書は、税務課（課税班）において発行する。

(2) 発行手続

罹災者からの申請により発行する。

(3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア 住家

- a 災害全壊（焼）
- b 流失
- c 半壊（焼）
- d 床上浸水
- e 床下浸水

イ 人

- a 死亡
- b 行方不明
- c 負傷

(4) 証明手数料

免除とする。

[資料 2-14] 災害時における災害応急対策に関する協定書

[資料 19-2] 罹災証明申請書及び罹災証明書（様式）

[資料 19-3] 被災証明書（様式）

[資料 19-4] 応急仮設住宅台帳（様式）

第 15 節 ライフライン関連施設等の応急復旧

関係課等	水道課、建設課、農林課、水産商工観光課
------	---------------------

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設災害対策計画

災害時において、市は飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(1) 活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

(3) 水道施設の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、1日も早く平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、復旧を行う。

ア 被害発生の把握及び緊急措置

(ア) 災害の規模により、応急体制を確立する。

(イ) 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、災害状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

なお、管路パトロールについては、指定給水装置工事業者等の協力を得て実施する。

イ 応急復旧

以下の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

(ア) 被害状況に基づき、速やかに水道局課の復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

(ウ) 被害状況等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。

(エ) 応急復旧は、水道課職員と指定給水装置工事業者等々による復旧作業班を編制し実施する。

指定給水装置工事業者等々の施行業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。

(オ) 施工に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。

なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(カ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(キ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

市の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、指定給水装置工事業者等関連会社、製造会社や他の水道事業体から調達する。

復旧資機材の配管材料等は、浄水場等へ分散して備蓄する。

[資料 2-6] 千葉県水道災害相互応援協定

[資料 14-1] 指定給水装置工事業者一覧

[資料 14-2] 補給水利の現況

[資料 14-3] 応急給水用資機材の保有状況

2 電力施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

総支社非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉総支社内に置く。また、非常災害対策支部（以下「支部」という）を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、災害時における応援出動体制を確立しておく。

(2) 災害発生直前の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえリスト化するよう努めるものとする。

(3) 災害時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(4) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害

復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、及びインターネット等を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対触れないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 災害発生時は、使用中の電気機器のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他の事故防止のための留意すべき事項。

エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

3 ガス施設災害対策計画

(1) 千葉県エルピーガス協会事業者

ア 応急対策

(ア) 動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、協会内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

(イ) 情報収集、連絡体制

a 風水害等の警報発令は、気象協会より入手し、あらかじめ定めた方法で各事業者へ一斉通報を行う。

b 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、あらかじめ定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。

c 災害に際しては、協会、各事業者とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

(ウ) 災害時における広報

災害時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、千葉県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

4 東日本電信電話㈱の通信施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店をはじめ各営業所に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに関係市へ通報する。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 電源の確保

(イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備

(ウ) 非常用電話局装置等の発動準備

- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) 局舎建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有資材、物資の点検
- (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通信回線の確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 臨時電報、電話受付所の開設
- (キ) 回線の応急復旧
- (ク) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（w e b 171）の運用

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（w e b 171）の提供開始

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

5 (株)NTTドコモの通信施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報

の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- (イ) 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- (エ) 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

6 KDDI(株)の通信施設災害対策計画

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般市民を対象に災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

7 ソフトバンク(株)の通信施設災害対策計画

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、市民を対象に災害伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

8 郵政業務応急対策計画

日本郵政株においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

- (1) 災害時における窓口業務の維持を行う。
- (2) ゆうちょ銀行(株)の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。
- (4) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除
被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。
- (5) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本郵便(株)が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。
- (6) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

- (7) 災害時における窓口業務の維持を行う。

第16節 ボランティアの協力

関係課等	総務課、福祉課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局
------	----------------------------------

市は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

県災害ボランティアセンターは、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行うこととし、具体的には、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する。

市災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が中心となって運営することとしており、千葉県社会福祉協議会と市社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、市は、その運営を支援する。

なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努めることとし、千葉県災害ボランティアセンター連絡会を中心に、常日頃から連携体制の強化に努めるとともに、様々な主体による連携体制の構築を促進する。

1 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 外国語の通訳、情報提供
- ウ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- エ 被災者への心理治療
- オ 高齢者や障害者等避難行動要支援者の看護、情報提供
- カ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等避難行動要支援者の支援

- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

（１）個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

（２）団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部及びいすみ市日赤奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及びいすみ市社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

市は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

（１）平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年１月17日の「防災とボランティアの日」及び１月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年９月１日の「防災の日」及び８月30日から９月５日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県、社会福祉協議会、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関等と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

市は、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣人員を県に要請し、支援を受けるものとする。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平常時に登録を行っている。

(2) 市災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び市による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

また、市は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字千葉県支部、その他各種ボランティア団体との情報交換等を行い、市域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

市は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

(6) 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

5 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

ただし、自己調達が困難な場合は、農村環境改善センターをボランティアの宿泊場所として提供する。

なお、本市限りで対応が不可能な場合は、近隣市町、県及びその他の機関の応援を得て実施する。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、市と運営主体の市社会福祉協議会が協議のうえ用意する。

(3) 活動費用の負担

市は、ボランティアの活動に伴う経費については、その必要性に応じて負担するもの

とする。

ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

市は、ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターと連携のうえ、市内で活動するボランティアの把握に努め、被災地災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

6 ボランティアコーディネーターの養成

大規模災害において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。

そこで、次のような研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

- (1) 災害対策コーディネーター養成講座（県防災危機管理部）
- (2) ボランティアコーディネーター育成講座（県環境生活部）
- (3) さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供（県教育庁）
- (4) ボランティアコーディネーター研修（災害編）（県社会福祉協議会）

7 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを要請するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

市は、日本赤十字社千葉県支部が、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため研修・訓練への参加を呼び掛ける。

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア登録説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会 (本社)	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの 運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティア・地区リーダーフォロー アップ研修会	リーダー・地 区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉 仕 団 名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の運搬及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画	風-190
第1節 被災者生活安定のための支援	風-191
1 被災者生活再建支援金	風-191
2 公営住宅の建設等	風-192
3 災害援護資金	風-193
4 生活福祉資金	風-194
5 市税の減免等	風-194
6 生活相談	風-196
7 義援金品の配布	風-196
8 その他の生活確保	風-198
9 中小企業への融資	風-199
10 農林漁業者への融資	風-201
第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策	風-207
1 水道施設	風-207
2 電気施設	風-207
3 ガス施設	風-208
4 通信施設	風-209
5 農林・水産業施設	風-211
6 公共土木施設	風-212
第3節 激甚災害の指定	風-214
1 激甚災害に関する調査	風-214
2 特別財政援助額の交付手続等	風-214
第4節 災害復興	風-215
1 体制の整備	風-215
2 災害からの復興に関する基本的な考え方	風-215
3 想定される復興準備計画	風-215

第1節 被災者生活安定のための支援

関係課等	建設課、福祉課、税務課、市民課、農林課、水産商工観光課、 夷隅・岬地域市民局
------	---

災害により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。

ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅外)
支給額 (全壊・解体・長期避難・大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金支給手続

市は、支給申請の受付を行い、提出された申請書等を確認し、とりまとめのうえ、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である(財)都道府県センターへ提出し、申請書を受理した(財)都道府県センターは支給決定等を行う。

(被災者生活支援法人として、(財)都道府県センターが指定されている。)

2 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

市は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県に対し、適切な指導・支援を受ける。

(2) 公営住宅の空き家の活用

市は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

市は、県や関係機関と協議し、円滑な入居に努める。

3 災害援護資金

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に基づき、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円	

(2) 貸付金額

ア 上記（1）のアの場合 150万円以内

イ 上記（1）のアと家財の損害が重複した場合 250万円以内

ウ 上記（1）のアと住居が半壊した場合 270万円以内

エ 上記（1）のアと住居が全壊した場合 350万円以内

オ 家財の損害の場合（上記（1）のイの場合） 150万円以内

カ 住居が半壊した場合 170万円以内

キ 住居が全壊した場合（クを除く） 250万円以内

ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合 350万円以内

(3) 貸付条件

- ア 貸付期間 10 年（うち据置期間 3 年）
- イ 利子 年 3 %（据置期間中は無利子）
- ウ 保証人 連帯保証人になること
- （4）償還方法 年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還
- （5）申込方法 市役所 市民課

4 生活福祉資金

（1）貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

（2）貸付金額 一世帯 150 万円以内

（3）貸付条件

ア 据置期間 6 月以内

イ 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

ウ 利子

保証人あり 無利子

保証人なし 年 1.5%

エ 保 証 人

（ア）連帯保証人となること

（イ）原則として市内に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

（ウ）生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

（4）償還方法 年賦、半年賦又は月賦

（5）申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

5 市税の減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又はいすみ市税条例の規定により、市税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

（1）申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア 災害が広範囲にわたる場合

市長が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、災害のやんだ日から 2 月以内において期日を指定する

ものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 市民税

特別な事情があると認められる者については、減免するものとする。

イ 固定資産税

災害により被害を受けた固定資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

ウ 軽自動車税

災害により軽自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ、減免するものとする。

エ 特別土地保有税

災害により被害を受けた土地について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

6 生活相談

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 （１）要介護者への巡回相談事業の実施 （２）被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市と緊密な連携を図る。
市	市においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する相談窓口は、市役所大原庁舎1階の市民課に生活相談の窓口を開設する。
千葉県警察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

7 義援金品の配布

(1) 義援金品の受付

機関名	計 画 内 容
県	県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。
市	市は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。
日 赤 千葉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村（地区、分区）において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

(2) 義援金品の配分及び輸送

機関名	計 画 内 容
県	1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。 2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市の指定する場所まで輸送して、市に引き渡すものとする。
市	1 .市は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。 2 .被災者に対する義援金品の配分は、被害状況の確定後、災害対策本部において決定する。 3 .被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案のうえ、配分計画を立て、世帯及び人員を単位として配分する。
日 赤 千葉県支部	赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。

(3) 義援品の保管場所

機関名	計 画 内 容
県	義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。
市	寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、会計課の金庫に保管するものとする。 義援品を配分するまでの一時保管場所として、市役所大原庁舎を使用する。 ただし、災害の状況により、市役所夷隅庁舎、岬庁舎や各公民館、その他臨時の集積場所を定めて保管する。

[資料 19-1]義援金品の受領証（様式）

8 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便㈱	災害救助法が発動された場合、郵便事業㈱は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 2 災害時における窓口業務の維持 3 ㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
千葉労働局	1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、ハローワークいすみ（茂原公共職業安定所 いすみ出張所）及び県内各ハローワーク（公共職業安定所）等との緊密な連携をとり、そのあっせんを図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、茂原公共職業安定所長及び 同いすみ出張所長を通じ、次の措置を講じる。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
N H K	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

9 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

一中小企業者につき 8,000 万円以内

エ 融資期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

オ 融資利率

年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

(2) 一般枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

一中小企業者につき 8,000 万円以内

エ 融資期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

オ 融資利率

年 1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

(3) 高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

ア 貸付期間

最長 20 年（うち据置期間 3 年以内）

イ 貸付金利

無利子

ウ 貸付割合

貸付対象事業費の 90% 以内

(4) 激甚災害枠

ア 融資対象者

激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000 万円以内

エ 融資期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

オ 融資利率

年 1.0%~1.4% (融資期間により異なる。)

10 農林漁業者への融資

令和3年8月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内 資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等 原則5年以内)

貸付金の種類		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	利 率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	5.5%以内 資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内

貸付金の種類		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	利 率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	6.5%以内 資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)

貸付金の種類		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	利 率	償還期間 据置期間
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	天災資金と同じ	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））
県 漁 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%又は300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%又は500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
(株) 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経費等の6/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧災害による林道の復旧 災害による樹苗養成施設の復旧	80～90%以内 80%以内 80%以内		30年 (据置20年以内) 20年 (据置3年以内) 15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

貸付金の種類		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	利 率	償還期間 据置期間
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農林漁業 施設資金 (主務大臣指 定施設)	農業施設、林業 施設、水産施設 の復旧、果樹の 改植又は補植	1 施設当たり300万円 (特認600万円、漁船 1,000万円) 又は負担する額の80% のいずれか低い額	変動 (毎月見直 し)	15年 (据置3 年以内) 果樹の改 植補償は 25年 (据置10 年)
	(共同利用施 設)	農業施設、林業 施設、水産施設、 等共同利用施設 の復旧	80%以内		20年 (据置3 年以内)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策

関係課等	水道課、農林課、水産商工観光課、建設課
------	---------------------

上水道・電気・ガス・通信等の都市施設及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。

イ 施設の耐震化を図る。

ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア 漏水調査を実施する。

イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、市民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ア 全回線送電不能の主要線路

イ 全回線送電不能のその他の線路

ウ 一部回線送電不能の重要線路

エ 一部回線送電不能のその他の線路

(2) 変電設備

ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

イ 都市部に送電する系統の送電用変電所

ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線

イ 保守用回線

ウ 業務用回線

(4) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

3 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

ア ガス製造設備

イ 供給設備

ウ 通信設備

エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

順位	回 線 の 種 類		復 旧 す る 回 線
第 1 順位	電 話 サ ー ビ ス		・ 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上・I C以下の基幹回線の10%以上
	電 報 サ ー ビ ス		・ 電報中継回線 1 回線以上
	専用 サー ビス など	専 用 サービス	・ 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・ テレビジョン放送中継回線 1 回線（片方向）以上
		国際通信 事業者回線	・ 対地別専用線の 10%以上
		国内通信 事業者回線	・ 対地別専用線 10%以上
		社内専用線	・ 第 1 順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パケット交換 サービス		・ 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・ 第 1 順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル 通信サービス		・ 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に 1 契約回線以上 ・ I C以下の基幹回線の10%以上
第 2 順位	電話サービス		・ 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・ 人口 1 千人当たり公衆電話 1 個以上
	専用線サービス等		・ 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	パケット交換 サービス		・ 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・ 第 2 順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル 通信サービス		・ 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所ごとに1契約回線以上
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの		

重要通信を確保する機関の順位

順 位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

5 農林・水産業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ 貯水施設

(ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が災害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

6 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 砂防施設

- (ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの。
- (イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固をする必要があるもの
- (ウ) 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- (エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

エ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

関係課等	全課
------	----

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査

市は、県内に大規模な災害が発生し、知事が激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせる場合、その調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第4節 災害復興

関係課等	全課
------	----

1 体制の整備

市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるような大規模な災害が発生した場合は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するため、臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置するものとする。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

3 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込むものとする。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障(PostTraumatic Stress Disorder)）等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させるものとする。

（2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都

市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援するものとする。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援するものとする。

市の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援するものとする。